

「これから無禮講で呑むんだ。今日一日だけは社長も職工もないんだから」と言ひつけて、女中から番頭、飯焚まで總動員して、一しきり騒いだ。隠し藝まで持出して呑み、喰ひ、踊つて、かれこれ十一時近く迄はしやいた。其の様子は、つい先刻迄悲壯な決意の下に確い盟約を結んだ恐るべき一味徒黨だとはどうしても考へられなかつた。

翌朝八時——全部起き上つて朝の膳に向つた。汽車の發車時刻が迫つたので九時には全部歸り仕度を整へてゐた。

百三十幾圓の仕拂を濟まし、一行は素晴らしい元氣で宗川旅館を引揚げた。途中雪を投げ合つたり、釣橋の上で態とグラ／＼揺り動かして、後から來る者を面喰はしたり、其の行爲は無邪氣な東京のお客様としかどうしても思へなかつた。

それ等は皆、官憲の眼を欺く爲め注意深い手段だつたことは言ふ迄もない。

コミンテルンへ、斯くして日本共産黨は、大正十五年十二月四日結黨大會を開いた。

其の後——即ち結黨の直後、所謂福本イズムを中心に黨内に意見の對立を見た。十二月の結黨

大會は大體福本の説を採用してゐたのであつたが、其の當時から既に、労働者出身の有力な闘士の中には福本の説に疑問を抱く者が相當に多かつた。それで黨の中央部でも結黨大會の状況を報告旁々コミンテルンの批判を受ける爲に、中尾勝尾、河合悦三をモスコウに派遣し、更に、渡邊政之輔、徳田球一、福本和夫、佐野文夫等も續いてモスコウに渡り、日本共産黨の運動方針に就てコミンテルンの批判を受け協議をした。そして、福本イズムの誤謬を指摘され、歸國後栃木縣日光山中に於て更に運動方針を協議決定し、着々組織活動を進め來り、昭和三年二月第一回の普選が行はるゝや、徳田球一外十餘名の黨員を労働農民黨の候補者として立候補せしめ共産黨署名の不穩ピラを頒布し公然活動を開始するに至つた。

此の選挙カムバニアが三、一五大選挙の直接動機になつたことは前に述べた通りである。

三 最近の共産黨運動

我國に於ける最近の共産黨運動は、其の本流たる日本共産黨並共産青年同盟の運動と、其の指

導影響下に共産主義の主張乃至は共産黨の擴大強化の爲にする所謂外廓運動とに分けることが出来る。外廓運動に就ては次に項を分ちて述べることにして、茲では日本共産黨並共産青年同盟に就てのみ述べておかふ。

日本共産黨

日本共産黨の生立に就ては前項に就て詳しく述べた。そして其の檢舉記録の項で記した如く、三・一五、四・一六、の大檢舉、續いて昭和五年、六年中の間斷なき當局の檢舉取締にも抱らず彼等の組織的活動は尙其の後を絶たない。現に最近現はれた所謂赤色ギヤングの内容を検討しても尙現に日本共産黨の組織的活動が存在しつゝあることを窮ふに足るのである。

而して、彼等の指導理論は言ふ迄もなくマルクス主義であつて、依然として第三インターナショナルの指導下に動いてゐる。彼等は所謂客觀的情勢の變化に依りて其の運動方針（所謂戰略戰術）に變化を來して來てくると言つてゐるが、特に最近の傾向として注意すべき點は其の一派が所謂共産黨の大衆化を主張し最近の新聞が頻りに報ずるが如く、黨の門戸を開放して、黨員の大

衆獲得の方針に出でゐることである。

だが其の基礎的教義は第三インターナショナルの指導理論と、佐野學等に依つて確立された綱領、目的に依つてゐるものであつて、大要次の如きものと言へるであらう。

黨の目的、綱領

黨の目的 「日本共産黨は革命的プロレタリアートの世界黨第三インターナショナル日本支部として。我帝國を世界革命の過中に誘致し、金匱無缺の國體を根本的に變革して勞農階級の獨裁政治を樹立し、其の根本方針として力をソヴェートロシアの擁護、各殖民地を完全なる獨立に致しつゝ共産主義社會の實現を期し、當面の政策としては革命の遂行を期する」（昭和三年四月十日司法省發表に依る）ことを目的とす。

黨の綱領 第一次共産黨が檢舉されて後、黨再建の運動が行はれてゐた當時は、共産主義者の指導精神が、山川均等の所謂大衆主義であつて、小數精銳の闘争主義を否定し、大衆自己の大衆闘争を行ふと云ふにあつた。従つて共産黨の組織運動は勿論必要であるが、先づ大衆を訓練して

其の自然發生的生長を待ち、客觀的狀勢の成熟を待つて組織すべしと言ふ漸進論的であつて、左翼大衆團體の指導訓練に急であつて、黨の組織運動には餘り力を注がなかつた。

所が、福本和夫が所謂「理論闘争」を提唱して現はれ其の主張が左翼急進分子の共鳴する所となるや、「少數精分子の結晶に依り、政治的曝露の方法に依つて階級闘争を激化し、其の最後の目的を達成せん」とする主張が次第に勢を得、共產黨の組織に就ても勿論之を速になすべしとの論が熾となり、此の所謂「理論闘争」のイズムは大正十五年頃の左翼陣營を風靡し、同年十二月行はれた彼の五色温泉の黨結黨大會當時の綱領は、此の福本イズムに依つたものと言はれてゐる。しかし、此の所謂福本イズムは、其の理論行動が奇矯過激であつて、大衆の離反を招き、無産諸團體内に於ても、徒らに分裂を來したので、一部の方面から宗派的分裂主義として相當非難の聲が高かつた。

そこで、當時黨の幹部だつた渡邊政之輔、佐野學、福本和夫、徳田球一等は、昭和二年三月末初かに入露し、國際共產黨の大會に出席すると共に、日本共產黨の綱領に就てコミンタンの批判を受けた。コミンタンに於ては同年七月中央執行委員會に於てこの日本共產黨の問題を議決し、

從來の方針の誤謬、缺陷を指摘し、將來の方針を關し詳細に指示を與へた。これが所謂コミンタンの七月テーゼで、其の後に於ける——、従つて今日に於ても日本共產黨の綱領の基礎となつてゐるもので、今回の中央部の公判に於ても、佐野、鍋山等が時々持出して居り後に述べる解黨派の連中迄が問題にしてゐる日本共產黨に關しては極めて重要な文献であり、彼等の宣傳機關紙「マルクス主義」や「インターナショナル」には既に屢々記載されてゐるが、出版法上の制約があつて茲では之を完全に傳へる自由を持ち得ぬことを遺憾とするが、其の要旨は

「共產黨の任務を過小評價した、大衆の自然發生的成長に待たんとする山川イズムも間違つてゐるが、共產黨を無産大衆から遊離せしむる宗派的な極左の福本イズムも誤りである。大衆團體は無産大衆と共產黨とを結合せしむる道具である。故に黨は大衆團體に喰ひ入つてフラクション運動を行ひ、それを共產黨の指導下に獲得して、無産大衆に近づく様努力せねばならぬ即ち、所謂黨の大衆化を圖らねばならぬ」と云ふにあつた。

昭和三年三月の大檢舉當時及其後に於ても、左翼無産政黨、労働組合、農民組合、其他の思想團體内に、日本共產黨の魔手が延ばされてゐた事實を見たならば、此の所謂七月テーゼが日本共

産黨の綱領の基本となつてゐることが知られるであらう。

黨の政策 三・一五檢舉の直後司法省が発表した文書に依れば日本共産黨は、其の表面の政策として次の如き十三項目を擧げてゐた。

これは單に三・一五事件當時の黨が掲げたのみならず恐らくは、其後の若し現在も其の組織がありとするならば現在も此の政策を掲げてゐるであらう。

但し其の内の一二は部分的に變更されてゐるかの如き文書に觸れたことがあつたが、其の政綱の基礎は恐らく動いてゐないのであらう。

- 1、〇〇制の撤廢
- 2、議會の解散
- 3、十八歳以上の男女の普通選挙
- 4、言論、集會、結社、出版の自由
- 5、一切の反労働者農民法の撤廢
- 6、八時間労働制（最近は七時間労働制に改めた？）

7、資本家全額負擔の失業保險

8、〇〇、地主、寺院等の土地の無償沒收

9、高度の累進所得税

10、ソヴェエトロシアの防衛

11、支那革命の不干渉

12、戦争の危機に對する闘争

13、植民地の完全なる獨立

以上の政策を一々説明し批判することは出版法上許されないことでもあり、とても繁雜に涉るから省略するが、この中で一番問題になるのは、(1)の内容を爲してゐる主權に關する問題である。この政策は、ロシアの帝政時代のツァールに對するロシア共産黨の政策を其の儘無批判的に取入れたものであつて、皇室と國民との關係が根本的に諸外國と異なる我國に於ては、到底看過し得ざるものである、國民的信念が之を許さない。日本共産黨が治安維持法に依つて嚴罰に處せられる、最大の理由もこゝにある、最近黨内の有力なる分子に依つて提唱されたと言はれる所謂「解

「黨派」の主張の中には、後に述べる如き此問題に多く觸れた所があり日本共産黨の將來の存在に關する問題として最も多く注目されてゐる。

次に、(2)議會の解散も、通常の意味に於ける衆議院の解散を意味するものではない。所謂現在のブルジョアの議會を根底から否認し破壊せんと云ふ不穩矯激なる思想を含んだものである。それから、(8)の土地無償沒收のスローガンも、我が國情を無視した政策であると言ふので、後に述べる如く解黨派の連中は自ら之に攻撃の矢を向けてゐる。其他に就ては多く説明の要を見ないであらう。

黨の組織、單位

黨の基礎單位——細胞 黨の組織は、彼等の所謂「民主主義的中央集權主義」に依るものとされ其の組織の基礎單位を爲すものは、細胞である。此の細胞は、各工場、職場等に黨員が三人乃至五人あるときは、それを以て細胞を組織し、其の工場職場内の活動を指導統制する。尙此の細胞は、最近、新聞、雜誌其の他の報ずる所に依れば軍隊内、學校内にも其の魔手が延び軍隊細胞、

學校細胞の組織があり、又自由労働者よりなる街頭細胞が組織されてゐると云ふことである。

黨の組織——機關 細胞の上には地區委員會、其の上には、地方委員會、そして中央部には中央委員會があつて、黨全體の指導に當ると云ふ風で其の最高機關は大會である。

中央委員會の下には各々専門部があつて、分科的に運動を指導してゐる。即ち組織部、組合部、アチプロ部（宣傳煽動部）別に事務局等に分れて各々其の責任者を任命して之に當らし、最近では此の外に技術部（テク部）又は資金局を設けて金策其他の運動に當つてゐる。

黨のフラクション（分派）これは黨の直接の機關ではないが、所謂大衆團體を共産主義化、革命化する爲に、其の團體の内部に潜入して其の團體の指導權を掌らんとする役割を爲すものである。

即ち大衆團體は其の指導部が必ずしも共産黨員ではないから、其の團體内にある共産黨員はフラクションを組織して、其の團體が大衆的闘争を爲す場合は必ず其の先頭に起つて活動し、漸次大衆をして共産黨の影響下に置かんとするものである。

黨員——資格 共産黨員たるには、なか／＼簡單に行かぬらしい。吾々が假りに共産黨に加盟

を申込んででも勿論採用して呉れない。黨員たるには一定の条件を必要として居る。先づオルガナイザー（組織責任者）が中心となつて、黨員候補者を物色し相當の期間エーゼントとして其の活動思想傾向等を試験した後上部に推薦して入黨手段を取るであつてオルガナイザーに入黨を承認する権限の與へられてゐるときは別として、普通は地方委員會の詮衡を経て中央委員の承認を得て始めて黨員たり得るものとされてゐたが最近はその所謂黨の大衆化を主張しこの點も餘程緩和されてゐるのではなからうか。

黨の規律 共產黨員の間には所謂「鐵の規律」と言つて、極めて嚴格な秘密嚴重の規律がある。「死を賭しても黨の秘密を守る」と云ふのは、彼等の一種の誇りとしてゐることは、新聞や雜誌を通じてよく彼等の口から聞くことである。

秘密嚴守の二三の例を挙げれば「肉筆の文書信書は讀後必ず焼却すべし」「同一な家屋内に居住する者でも會合の場合以外には黨の活動に就て語るな」「會合の場合は議事録を取らず記憶せよ」「他の黨員の氏名を知る場合、たとへ匿名でも之を洩すな」「近親者間にも黨の存在活動其他を漏すな」など、言ふ掟があり、又「革命家に日記なし」とか言つて、多くは日記すら記さない様に

してゐると言ふことである。

自己の姓名は殆んど全部變名を用ひ、中には、其の會合の場所々に依つて名前を變へてゐるものすらあると言はれてゐる。

運動方法（戰略戰術）

運動の目標 共產黨運動の基本的な目標は、既に述べた所の世界革命の實行、従つて其の一連鎖としての日本革命にありとされてゐるが、其の手段として、客觀的情勢に應じ種々な運動目標が定められる。例へば最近の如く、世界的不景氣の結果失業群が増大すれば、失業反對の闘争を目標として、或は全國的にストライキの波が昂つて來れば、勢力的にストライキ煽動の運動を起し、大衆の最も關心を持つ選挙戦があれば、それを利用して所謂選挙闘争をやる。又支那問題を中心として外交問題が起りかけると、第二次世界大戰の切迫だと稱して其の反對闘争をやると言つた具合に、其の時々に応じて、運動の目標を定め、或は組織擴大の運動を、或は共產主義の宣傳煽動を行はんとするものであることを常に注意して居らねばならぬ。

運動の手段 日本共産黨は、言ふ迄もなく非合法的な存在であるから、其の運動も亦非合法的に行はれるのが普通である。

此處に警察當局の苦心があるのであるが、しかし最近の如く所謂「黨の大衆化」を主張して、あちら、こちらに、日本共産黨の署名ある不穩ピラが撒かれるやうになつたり、日本共産黨の指導にあると云はれてゐる「全協」「無産者新聞」や「無産青年新聞」などが殆んど合法性を失つて仕舞ふと、合法、非合法と言つても其の範圍の區別が不明瞭になりつゝあるのではないか。

だが、大體に於て、組織運動は全く非合法的に極秘に行はれる様であるが、宣傳、煽動は、最近殊に表面化して來たかの觀がある。

組織運動 これは全く非合法的に、秘密に行はれるので、語るに足る材料を持たないが、大體に於て黨員獲得の手段として所謂黨の宣傳煽動を行ひ、其後にオルガナイザー（組織者）の活動に依つて行はるゝやうである。そして此の組織運動には先に述べたフラクション運動が併せて考へられねばならぬ。

宣傳、煽動 共産黨の組織を擴大するには、共産黨の宣傳を爲すことが特に必要である。従つ

て彼等は、此の宣傳煽動の機關紙として、秘密に配布する「赤旗」を發行したり、表面合法的なりと稱して配布する「無産者新聞」なりを以つて常に宣傳煽動を行ふ外、其の時に應じて、パンフレット、指令、檄、ピラを頒布して、宣傳運動を行ふ、これも日常闘争の對象となる厄介な運動であらう。

資金運動 これは最近現れた運動であつて、黨の所謂「テク部」或は資金局の仕事で、活動資金を調達する運動である。共産黨に好意を於つ學者や、名士或は急進的學生の間に所謂資金網を設けて相當巨額に達する運動資金を集めてゐたやうである。最近の銀行ギャング事件が其の邊の消息をよく物語つてゐる。

外廊運動 共産黨本體の運動ではないが、其の指導若くは影響下にあつて、共産黨の宣傳擴大を援くる運動を爲すものがあるが、これに關しては後に述べる。

聯絡其他 共産黨員、官憲の眼を眩すして潜行的な活動をする爲に極めて巧妙な聯絡方法を採つてゐる。

街頭聯絡、アドレスの利用、レポーターの利用等は、極めて巧妙に官憲の眼を避けることに努

力してゐる。それ等の詳細な手段方法は三島内務書記官「社會運動概説」(警察講話集——警察協會發行)を参照されると興味ある記事がある。

黨の機關紙

赤旗 黨の中央機關紙であつて、昭和三年二月一日創刊され、以來峻嚴なる取締の手を潜つて、全く非合法的に發行されつゝあつたのであるが、現在尙續刊されてゐるか否かは明言の限りでない。始の間は黨員のみの配布するものとされてゐたやうであつたが、黨の大衆化を主張するに至つてからは、黨員以外の影響分子にも頒布されるやに聞いてゐる。其の内容は主として、黨の方針指導理論等基本的なものを傳へる任務を持つて居り、一派の者には唯一の教程とされてゐる。

無産者新聞 大正十四年九月佐野學の手に依つて共產主義を大衆的に主張する目的の爲に合法的に創刊されたものであつたが、漸次其の正體を現はして記事の内容矯激極まるものと化し、各號殆んど發賣禁止の處分を受け、昭和四年八月には裁判所に於て發行禁止の判決を受けたが、同

年年九月から「第二無産者新聞」と改題して再刊し、以來全く非合法的に續刊し、殆ど實質的に日本共產黨の機關紙として、大衆獲得の爲の宣傳、煽動の役割を爲しつゝあつたものである。

日本共產青年同盟

同盟の歴史 我國の青年共產主義者等は、大正十二年頃から、共產青年インターナショナル(其頃参照)の趣旨に依つて、共產青年同盟を組織すべしと言ふ主張を持つて居たが、當時は未だ具體化するに至らなかつた。しかし大正十四年の暮頃から先づ合法團體としての青年同盟の組織を圖り、各地に「青年同盟」を組織しつゝあつたが、翌十五年八月遂に全國的左翼青年團體として「全日本無産青年同盟」の結成を見るに至つた。勿論當時同盟組織には、ロシアの共產主義大學を卒業して歸つて來た少壯共產黨員北浦千太郎などがあつて、同盟の左翼化、共產主義化に努力してゐたが、昭和二年八月頃に至つて、關西と關東に先づ地方委員会を作り、茲に始めて獨立した「日本共產青年同盟」の組織を持つに至り、青年コミンタンの一支部として、又日本共產黨の一支部として活動するやうになつたのである。

所謂三・一五事件には、日本共産黨と共に檢舉せられ、約五十名の同盟員が檢舉せられ、一時其の組織を失つてゐたが、其後ロシアから歸つて來た佐野博等の若い連中が中心となつて又再建運動を始め、昭和五年三月彼等が檢舉せられた後に於ても、其の盛衰は日本共産黨と並行して今日に至つてゐるのであらう。

同盟の目的任務 日本共産青年同盟は、前にも言つた如く、共産青年インターナショナルの一支部として、又日本共産黨の補助機關として存在するものであつて、其の目的任務は、共産青年インターナショナル（其項参照）と同一であり「プロレタリア青年の共産主義的教育」と「青年獨自な共産主義的闘争即ち、青年獨自な政治的、經濟的要求の闘争」と特に「勤勞青年を犠牲にする帝國主義戦争の反對」運動、即ち「反軍反帝」の運動を爲すことを其の獨自の主要目的としてゐる。勿論それは、日本共産黨の指導下に於て行はれるものであり。黨員の最も主要なる養成地たる役割をも爲すものとされてゐる。

同盟の組織運動……同盟の組織は、共産黨と同様に細胞を基礎とし、其上に地區委員會、地方委員會、中央委員會があり、中央部には黨と同様、組織部、政治部、アヂプロ部、技術部等の

専門部を設けて、夫々活動を分擔してゐる、非合法機關誌として「共産青年」を發行し、別に、「無産青年新聞」を發行して宣傳煽動を行ひ、工場農村の青年労働者、大學、高等、専門學校等の急進學生の間に喰入つて、策動の魔手を延ばし、殊に青年獨自の立場から帝國主義戦争反對の運動に策動の重點を置きつゝ、共産黨の運動に合流しつゝある。尙最近に於ては、其の非合法機關誌であつた「レーニン青年」を廢して「無産青年」を單一機關誌としたのではないか、筆者は斯く觀察してゐる。

四 日本共産黨の外廓運動

第三インターナショナル即ち國際共産黨が、其の直接の指導下若くは影響下に各種の補助機關を設けて運動の擴大を圖つてゐる如く、日本共産黨にも亦直接に組織的に、或は其の影響下に各種の補助機關を持つて、あらゆる方面に策動の魔手を延ばしてゐる。

又最近の如くマルクス主義が流行して來ると、共産黨と直接に組織的連絡なくも、極左の經濟的活動から外部的に、黨の支持運動を行ふものも出來て來て、今や此種の運動は、毎日の新聞が報じて居るが如く小學校教員の間に迄も根強く喰入つて社會の注目を惹きつゝある。以下、所謂其の外廓運動と目されるものゝ大要を見てみようと思ふのであるが、これとても、今迄に合法的に發行せられた文書の範圍で述べるのであるから、其の實際に於ては、尙より以上に不穩矯激なる主張と行動のあることを窺ふに難くない。

日本労働運動全國協議會

日本労働運動全國協議會（全協）は昭和三年四月十日解散を命ぜられた日本労働組合評議會の後身であつて、同年の九月頃、舊評議會の分子を糾合して組織したものと見られてゐる。日本共産黨の直接指導下にあるものと見られ、所謂赤色労働組合として、左翼プロフインターンに加盟して其の綱領政策を承認してゐるものであつて、日本共産黨との關係は、恰もコミンテルンとプロフインターンの關係と同様であると見ることが出来る。共産黨の活動の基礎舞臺であると同時に

に黨員の養成地であり貯水池であるとされてゐる。

それであるから、其の組織は勿論非合法的存在であつて、其の本部、事務所等が何れにあるかさへ判明してゐない。又其の幹部は全部地下に潜つて了つて、其の策動の本體が何れにあるかは容易に官邊の視聽に觸れないらしい。

機關誌として「労働新聞」を發行し、共産主義の理論に依る極左の労働運動を煽動し、一面共産黨の宣傳運動をやつて居る。

現在その所屬組合、其の員數等は勿論明確に判明してゐないが、表面に現れる活動の模様から見ても、相當に潜在的實勢力を持つてゐるのではないかと思はれてゐる。

共産黨の外廓運動としては、最も根強い、そして厄介な存在と見ることが出来るであらう。

日本反帝同盟

これは一九二七年、白耳義ブラツセルで創立された「反帝國主義民族獨立支持同盟」の日本支部として、昭和四年八月に其の組織準備金を持ち、同十一月七日頃創立せられたものである。

此の同盟は、昭和二年に「對支非干渉同盟」として生れ、翌三年「戦争反帝同盟」となり、四年更に「日本反帝同盟」となつたもので、其の目的任務は、反帝同盟の國際規約にあるが如く、「資本主義諸國に於ける反帝國主義的諸勢力と、殖民地半殖民地に於ける反帝國主義的諸勢力とを結合し、凡ゆる形態の反帝國主義就中帝國主義戦争反對の運動を行ふこと」にあると言ひ、主として、勞農青年、學生層に其の組織的基礎を置いて、所謂、戦争反對、軍國主義反對の運動を行つてゐる。

日本共産黨とは、直接の組織的指導關係は無いものと見られてゐる様であるが、其の活動の實際から見ると、共産黨の支持運動と見ることが出来る。

日本赤色救援會(モツプル)

日本赤色救援會の前身は、昭和三年四月彼の千葉縣下に起つた野田の大争議を楔機として生れた「解放運動犠牲者救援會」であるが、當時は所謂超黨派のものであつて、無産團體の各派及社會運動者の主なるものを網羅して居たが、其後極左の一派は、之を在露國際革命運動後援會

(モープル)の支部として、極左の手に依つて組織替へせんことを圖り、漸次露骨に共産黨支持の運動に移つて行つた爲に、其の組織内に在つた右翼、中間の連中は追々脱退し、名實共に革命運動の後援部隊となり、昭和五年八月「國際赤色救援會」に加盟して名稱も「日本赤色救援會」と改め、主として檢舉された共産黨員並に其家族等の救援、差入等の運動を行つて居り、共産黨の運動を援助するものと見られてゐる。犠牲者救援の美名に隠れて純真なる學生生徒や、地方青年の間に喰入り、相當の基金を募めつゝあると言はれてゐる。

プロレタリア文化聯盟(コツプ)

本團體は昭和六年十月、當時我國に於けるプロレタリア文化運動の主動體であつた全日本無産者藝術團體協議會(ナツプ)を中心として、新興教育研究所、プロレタリア科學研究所、戰闘的無神論者同盟等所謂プロレタリア文化運動の諸團體が合流して組織されたものであつて、其の一派には比較的知識階級が多く加はつて居り、最近の新聞紙が傳ふる如く共産黨のシンパサイザーとして資金供與其他重要な役割を爲して居り、又其の所屬各團體の運動それ自體を見ても、藝

術に名を藉りる共產主義の宣傳運動、或は新興教育を唱へる教育者の赤化運動乃至は反宗教運動等注意を要すべきものが多々ある。しかも此の運動は現在及將來に我國左翼運動の分野に於て相當重きをなすものと見られるであらう。筆者は此の際特に當局者並に識者の注意を喚起して置き度。

學生の極左運動

大正十五年所謂「京大事件」なるものが突發して、著しく社會の耳目を衝動せしめた。學生の思想運動は、かのデモクラシーの熾な頃——大正七年の末に東京帝大に「新人會」が生れたのを其の始めと見ることが出来る。以來急激に發展し來つた學生の所謂社會科學運動は、各

大學、高等學校、専門學校に殆んど餘す所なく「社會科學研究會」の組織となつて現はれ大正十三年には「學生社會科學研究會」なる全國的指導機關さへ生れるに至つた。そしてマルクス主義従つて共產主義の研究宣傳は次第に深刻化し來り、大正十五年一月遂に京大社會科學研究會を中心とする「學聯」事件（京大事件）なるものが發生し、我國最初の治安維持法違反者三十

八名を出したのであつた。

以來文部省當局の此の社會科學運動に對する監督取締も嚴重となり、警察當局も警戒の眼を緩めなかつたやうであるが、所謂急進學生の間に植え付けられた社會主義の研究乃至運動は、少しも凋落の跡を見せず、却つて益々増大し深刻化し來り、中には學業を放擲して共產主義の實際運動に投ずる者すら現はれ、彼の三・一五事件、四・一六事件には多數の學生が加はつてゐたことが又公にされた。

そして非合法的に存在し、活動して來た「全日本學生社會科學聯合會」(F S 又は學聯)は漸次日本共産黨乃至共産青年同盟の指導下に置かれる様になつて、昭和四年の十一月七日迄に此の「學聯」は東大新人會と共に「學生運動もプロレタリア青年運動の一部分であつて、單なる學生の爲の學生運動といふものはあり得ない。従つて其の眞の指導者は日本共産黨及日本無産青年同盟であるから、今や吾々は、此の「學聯」を解體して、日本共産青年同盟の赤旗の下に結集する」旨の聲明書を發して、其の組織を解消することを公にした。

斯くして學生の所謂社會科學運動は、單に學生に於ける研究運動に止まらずして、共産黨乃至

共産青年同盟を繞る各種の實際運動、即ち、或は黨、同盟の學生グループ乃至は細胞を組織し、無産者新聞、無産青年、反帝同盟、救援會等の學内班を作るといつた具合に其の運動は益々潜行的となり、今や全く共産黨の支持宣傳の運動に轉化し、殊に無産青年同盟の運動は、殆んど此の左翼學生に基礎を置くものゝ如き傾向を生じ、しかも其の狀況が量的に益々多きを加へられ來つた。斯くして、學生生徒のかうした傾向は、單に文部當局のみならず、一般の識者からも非常に憂慮されるに至つた。

五 日本共産黨解黨派の出現と其の主張

解黨派の出現

所謂三・一五、四・一六の大檢舉に依つて、日本無産黨の大立物が殆んど全部檢舉されてしまつてから——即ち昭和四年の暮頃から、無産者新聞や、無産青年新聞、労働新聞其他日本共産黨の

支持宣傳の役割を爲してゐる極左の新聞や雑誌に「日本共産黨内に解黨派の發生したること——三・一五以來檢舉されて獄中にある黨員の有力な分子に依つて黨の解黨論が唱へられたこと——」を報じ、それ等の分子の排撃と黨からの除名の決議などが掲載され出した。曾ては黨の有力な指導者として知られて居た水野成夫、村尾薩男、河合悦二、淺野晃、門屋博、藤井米三、是枝恭二等を日本共産黨から除名する旨を中央委員會の名を以て發表してゐた。「階級的裏切者、ブルジョア官憲とグルになつて黨を賣渡さんとする者」と言ふ名を冠して排撃し罵倒してゐた。その後、其の所謂解黨派に屬する連中の多くは、保釋出獄を許されたといふことを傳へ聞いてゐたが——そして「全協」の刷新同盟の運動や「労働黨」の解消運動に糸を引いて居たといふことを傳へられてゐたが、其の實際の行動が如何であつたかは吾々の明瞭に知り得ざる所であつた。

だが、少くとも此の所謂解黨派の分派的行動は、吾々に大きな何物かの暗示を與へ、社會から——そして我國の左翼陣營から異常な注目と興味を以て迎へられてゐた。

そこへ、本年の六月二十五日から東京地方裁判所に於て黨中央部の大公判が開廷さるゝに當つ

て端なくも首領佐野學の口から又々解黨派排撃の主張が持ち出された。そして、前にも言つた如く彼等の公判闘争として其の代表者に依つて陳述された所謂代表陳述の中には、此の解黨派排撃の論が、杉浦啓一、志賀義雄の二人から爲されることを知つて、吾々は一層此の問題に興味を惹かれてきた。

と突然、七月中旬「日本共産黨労働者派中央委員會」の名を以て「政治的方針並に組織方針の發表に當り、全日本の革命的労働者に撤す」と言ふ前文の付いた「日本プロレタリアートの戦略と當面の政治方針」「日本プロレタリアート當面の組織方針」及び「日本プロレタリアート農民運動の方針」と題した長文の印刷物が、左翼の合法團體、著述家、雜誌社、保釋出獄中の共産黨被告等に一齊に郵送されたといふことである。筆者も偶然の機會で其の一部を入手したが、吾々は、此の聲明書(?)と今眼の前に展げられつゝある黨中央部公判で爲されてゐる解黨派排撃と結び合せて愈々其の興味を深くした。

しかし、先に獄中で發生したと言はれる「解黨派」の連中と、そして公判で排撃してゐる「解黨派」の一味とこの聲明書に所謂日本共産黨労働者派なるものとは果して同一體のものであるか

乃至ほどの程度迄有機的な、組織的な繋りがあるかは、吾々門外漢の勿論知り得る所ではないがその孰れもが、従來の日本共産黨の中央部に對立してゐることだけは事實であつて、その點一連の脈絡あることも窺ふに難くないであらう。以下其の所謂解黨派なるものゝ主張を(必ずしも統一した立場に在るものではない様であるが)出版法上許される範圍に於て(勿論外部に表はれた文書に依つて知り得る程度ではあるが)簡単に紹介して見やう。

解黨派の主張

黨の中心スローガン撤回——合法共産黨の提唱……傳へ聞く所に依れば、始め獄中で發生したと稱せられる解黨派の主張は、

「永い獄中生活で、自分達の過去の行動や主張を靜かに、冷靜に振り返つて眺めて見ると、それは大衆から分離した觀念的な遊技に過ぎなかつた」と言つて、先づ日本共産黨の綱領、即ら一九二七年七月コミンタンから示されて決定したと言はれる綱領、其の中でも特に日本共産黨の中心スローガンとされてゐる「〇〇制の撤廢」の政策に先づ疑問の眼を開いた。皇室に關する我國民の

信念は、諸外國のそれと全く根本的に異なるものであつて、帝政時代のツァーに對してロシア共産黨が掲げた此の政策を、其の無批判に我國に取入れたことは、我國民性を實視したものであつてこれあるが爲に、共産黨は國民から仇敵視され、逆賊呼ばりをされてゐるのだ。だから斯うした政策を掲げることは、共産黨の運動を却つて大衆から遊離せしむるばかりで、其の大衆化を妨げることになる。故に、此のスローガンは、日本共産黨の政策から撤回する必要がある。と言ふ意見が生れたこと、(三島氏社會運動概念横溝氏日本社會主義運動史論講話参照)次に、同じく其の政策として掲げてゐる「〇〇、地主、寺院の土地の無償沒收」のスローガンも亦我國情に列はないものであつて、ロシアの舊制度に於けるが如く、我國に於ては皇室、寺院等所有に係る大土地もなく、又土地の狹隘なる我國に於ては、土地に對する農民の執着心がロシアのそれと全く國情を異にするものであつて、これ又我國民性を實視した觀念的政策であると主張し、全體的に今少し無産大衆の日常生活に直接關係のある政策を掲げた。そして合法的に活動し得る共産黨を組織すべきだ。従つて現在の共産黨は之を解體し、場合によつてはコミンタンから脱退して、日本だけの合法的共産黨を組織すべしといふのがその主張の中心問題であつたと言はれてゐる。(前掲三島氏

横溝氏著書参照)

しかし、かうした解黨派の主張理論的な自己批判から生れたこと勿論であるが、一面前にも一言した如く、黨の中央部幹部の遊興問題に極度の反感を持ち、感情的に其の指導下に在ることを快しとせざる立場にあつたことも、其の頃の新聞や雑誌が報じてゐる如く事實であつたらしい。

革命一般論……しかし、本年七月「日本共産黨労働者派」の名を以て發せられた聲明書(テーゼと言ふのが正當かも知れない)には以上述べた如き主張は何所にも見出せない。其の内容は非常に老大なものであつて、其の主張を詳細に説明することは到底繁に堪へないことでもあり、又不穩過激に亘る點もあつて勿論茲では不可能であるが、其の要旨は、從來の日本共産黨従つて現在も存在するであらうところの日本共産黨は、コミンタンから與へられたテーゼを鵜呑みにしてゐる日本の客觀狀勢を無視してゐる。即ち、一九二七年七月コミンタンに依つて採用された「日本問題に關する決議」所謂七月テーゼは人も知る如くブハーリンの理論體系と、日本の客觀的情勢に對する不十分な分析との混血兒であつて、それが誤つてゐることは、その後コミンタン自身に依つて、又日本プロレタリアートの實踐によつて證明されてゐる」と先づ前提して、プロレ

タリヤ革命の公式論——即ち、ブルジョア民主主義革命を先づ行つて、然る後にプロレタリア革命を行ふべしとする戦略上の問題を取上げて、「日本現在の政權は、ブルジョア政權であり、此の政權に於て金融資本は其の頭部を形成する、その限りに於て、我國に於てはブルジョア革命は既に「完了」してゐるから「直ちに、此のブルジョア階級をブツ倒す所のプロレタリア革命に移行すべきだ」つまり革命二段論を唱へる者は、七月テーゼにこびり付いてゐる机上戦略家達であつて、日本の革命的プロレタリアートは現に實踐に於てプロレタリア革命の一段論に向つて進みつゝある。成程農村に於ては未だ直ちに農民革命に移行するだけの情勢が生れてゐないかも知れないが、それ等は、プロレタリア革命の副次的作用として行へば足ると云ふ。革命一段論を振り廻して居るが如くであるが、其の主張の重點が何處にあるのか、理論體系に統一したものがなく之を捕捉するのになかく困難である。

何れにしても、此の「労働者派」の主張なるものは、之を表面的に見たときは當面の客觀情勢と、戦略的な立場から二三の主張を異にしてゐるに過ぎないものであつて、前に述べた解黨派の如く、中心スローガンの撤回や、合法的共産黨の結成を主張してゐるものでなく、従つて其の主

張を文字通りに解するならば、其の「質」に於て、「危険性」に於て從來の共産黨と何等異なる所なく、共産主義の理論から見て全く不可解な存在と言はねばならない。

革命一段論を振廻して、公然極左の陣營に登場したものとすれば、寧ろその危険性と反社會性、反國家的性質は從來の共産黨より多いのかも知れぬ。勿論治安維持法其他により徹底的な取締を必要とするであらうことは言ふ迄もないことであるが、若しその本體が前に述べた解黨派の連中と一脈相通するものありとするならば、其の目的意識が奈邊にあるのか、筆者は一寸見當がつかない。

共産黨是非の辯

共産黨是非の辯

共産主義理論の誤謬

共産主義の理論は、言ふ迄もなくマルクス主義の理論體系である。それは、哲學、宗教、社會學、經濟學、國家學等あらゆる方面に亘つて精密を極めた、而も尠大なる理論であつて、之を要約し、批判し、解剖することは、勿論容易な業ではない。況んや、限られた紙面に於て簡単に判り易く説くことは、至難であるばかりでなく、所詮は常識の程度に止まることを如何ともし難い。従つて以下述ぶる所に、科學的な批判説明が缺けたり、學究的態度が捨てられた所があつたとしても、それは止むを得ないこととして豫め諒恕せられたい。何故なら、尠大な理論體系を學術的

な言葉で壓縮したならば、それは一切判らなくなつてしまふ虞があるからである、但し出来るだけ、紙面の許す限りに於て正確を期し、科學的であるつもりである。

共産主義とは何か

讀者は既に今迄の説明に於て、そして又他の書物に於て、共産主義の何んであるかは理解せられてゐるであらうことを信ずる。けれども、以下共産主義の理論の誤謬を指摘せんとするには先づ順序として、其の批判の前提になる共産主義とは何かと云ふことを一言する必要があると思ふ。

元來、共産主義と言ふ語は、それが學術的にせよ、常識的にせよ、その用例が必ずしも一樣でない。即ち、ごく漫然と社會主義と同意語に用ひられたり、キリスト教共産主義とか、無政府共産主義とか云ふ風地使用されたりする場合があるが、現在一般的の用語例としては、マルクス、エンゲルスに依つて其の理論體系が確立され、レーニンに依つて實證せられた所謂科學的社會主義を意味するものと解するのが正當である。

であるから、其の内容は、マルクス、レーニンの理論體系を、一つの思想として系統的に組立てたに過ぎないものであつて、其の意味に於て、共産主義はマルクス主義乃至レーニン主義と同意語に解せられる。

しかし、現在の所謂共産主義の意義を、一應簡単に要約してみるならば、

「現在の社會組織の基礎をなしてゐる資本主義的經濟組織を否定して、生産手段並に消費經濟の共有を基礎とした社會を作り上げんとする教義である」と言ひ得べく、之を稍具體的に説明して見るならば、共産主義は所謂「資本主義社會の必然的產物として生れ出たプロレタリア階級の解放を其の任務」とするものであつて、其の理論的現實的根據は、マルクス、エンゲルスに依つて打ち立てられた史的唯物論と、資本制生産の分析と批判とである。即ちマルクスに依れば「總て從來の歴史は階級闘争の歴史であり、其の相争ふ社會階級は其の時代の經濟的關係から生ずる。それ故に社會の經濟的構造が其の社會の現實の基礎であり、法律、政治、宗教、哲學、道德等の所謂社會の上部構造（觀念形態）は、其の經濟的基礎の上に生ずる」ものであり、此の理論を前提として、現在の社會を分析し、批判するときには「現在の社會の基礎を爲してゐる資本制生産は

労働者の餘剩労働を資本家が搾取し、獨占する爲の根本形態であつて、此の生産關係が社會の生産力と矛盾衝突してブルジョア階級とプロレタリア階級とを生ずる、そして其の二階級は互に相反する立場に於て對立し闘争する。斯くて、此の矛盾の解決の任に當るものはプロレタリアートであり、其の矛盾が、解決されたとき、其の社會は、生産手段の私有制が除去された過渡的段階（プロレタリア獨裁）に辿りつき、更に究極の共產社會の最高段階に進み、始めて「各人はその能力に應じて働き、又其の欲望に應じて楽しむ社會が現出する」と説くのである。勿論吾々は此の理論を肯定するものではない、如何なる點に批判が加へらるべきかは、以下別々な項に於て述べやう。

マルクス主義とは何か

マルクス主義と共產主義とは同一であると前に言つた。併し、學說としてのマルクスの理論體系と、思想としての共產主義とは、其の内容に於て、性質に於て、又表現に於て自ら異つたものがある。マルクスの理論體系の全體を一の思想として表現したものが即ち今日の所謂共產主義である。

つて、マルクス主義は又別に學說として、科學として、獨自の存在がある。

然らばマルクス主義とは何を意味するか、カール・マルクス及びフリードリッヒ・エンゲルスに依つて創成せられマルクスに依つて代表せられた理論體系の總括的表現を意味する。その中には、哲學、宗教、社會學、國家學、經濟學等其の他あらゆる社會諸科學の批判がなされており、この批判は現實の社會に適用されて社會主義の理論及び運動となつて現はれてゐること既に屢々述べた所である。

而して此のマルクス主義は、大體三つの構成部分から成立つてゐる。即ち其の哲學的基礎を成してゐる「唯物辯證法」と、この唯物辯證法の法則に依り、社會の構成發展、變革の過程を一定の公式で表はした「唯物史觀」と、社會の經濟的構造と其の發生、發達、没落の過程を自然史的に批判し、解剖して近代社會の經濟的運動法則を體系的に理論づけた斯の「資本論」に依つて代表される經濟學說とである。其の各々に就ては、後に之を要約し批判を試みるであらうが、これを一言すれば、唯物辯證法は革命思想を生み、唯物史觀は、現在の社會の發展變革の過程を實證的に説明し、其の資本論に依つて代表される經濟學說は、資本主義經濟の必然的崩壊を説くもの

であつて、従つて、それは、社會革命の不可避と、資本主義社會没落の必然性を説く理論體系を成し、共産主義運動の基本的教義を成すものである。以下項を分つて其の分析と批判を試みやう。

唯物辯證法の論理と其の批判

唯物辯證法とは何か

唯物辯證法は、マルクス主義の哲學的基礎を成して居るものであつて、

彼の全學説を流れてゐる一般的方法論である。従つてマルクス主義、乃至共産主義を理解し批判

せんとするには、先づ此の唯物辯證法の何んであるかを理解し批判しなければならぬ。

而して、此の唯物辯證法は、ヘーゲル哲學の觀念論的辯證法とフオイエルバッハの唯物哲學と

を結びつけ、マルクス独自の見解を築き上げたものであつて、自然界の現象を悉く動的に觀察し

物質が凡ゆるものの本源であると爲すものであつて、彼の社會主義の認識の基礎となり又方法論

となつてゐるものである。以下稍具體的に證明と批判を試みて見やう。

辯證法

辯證法とは、哲學上用ひらるる思惟の法則であつて、獨逸の哲學者ヘーゲルに依つて

独自の新意を存するに至つたものとされてゐる。

ヘーゲルの辯證法に依れば、「一の觀念は必ずその反對の觀念を伏藏する、そして其の伏在的觀

念は、やがて顯在的となり茲に矛盾せる兩觀念の對立を來すが、此の對立した兩觀念は總て又綜

合せられてヨリ高級なる一つの觀念を生み出し其の矛盾は解決される。しかし此の綜合せられた

第三の觀念は又其の反對の觀念を自己の内部に生み出して、矛盾對立し、更に新なる綜合を促し

ヨリ高級なる觀念へと進んで行く」と言ふのであつて即ち觀念の發展は、正、反、合の過程を經

て不斷に進展すると言ひ、彼は此の關係を止揚（アウツヘーベン）と言つてゐる。

而して、ヘーゲルの辯證法は尙他の一面に於て重大なる意義と特徴とを持つてゐる。それは、

飛躍的變化の理論であつてマルクスは此の見解を社會學方面に適用して彼の社會主義の革命論を

打ち立てたのであるから、此の點は特に重要な意義がある。

即ちヘーゲルは、量から質への變化は常に飛躍的に行はれると説くのであつて、彼は其の「論

理學」に於て、

「自然には飛躍なしと言はれてゐる。而して普通の考へでは、發生又は消滅を考へる場合それを

漸進的出現又は消滅と考へることによつてそれを把握したと思つてゐる。然し存在の諸變化は一般に、一つの量の他の量への推移であるのみならず、質的のものから量的のものへの推移及び其の逆の推移、即ち漸進的なるものの中絶であり、先行的存在とは質的に異るところの別箇なものとなることを示した」と言つて居り、これを普通の例で説明すると、水を温める場合に攝氏百度まで温めない間は、水は決して沸騰して水蒸氣とはならない。唯水の内部に急速に活動する量約變化が行はれてゐるのみであるが、其の熱度が百度に達すると、水は突如として沸騰し水蒸氣となる。水は水たることを止めて水蒸氣となる。即ち質的變化を來す——と言ふのである。

此の辯證法は、觀念の發展を説明するものであつたが、それは又宇宙の發達過程を示すものであつて、此の認識論を世界に實在する事物の上に適用すると、大變な革命思想が生れることになる。即ち現在實在してゐる自然界の總てのものに絶對眞理なるものはない。其の何れもが反對の要素を伏藏して居り、總てはそれと矛盾對立してヨリ高級なる事物に綜合せられ進化する。言ひ換へれば、現在世界に存在する總てのものは、何れも歴史的な價值しか有しないものであつて、總ては、ヨリ高級なる事物に其の實在の地位を譲らねばならない——。しかも其の實在の地位を讓

る形式は、徐々に漸進的に行はれるのではなく、一定の時期に於て急激に飛躍的に即ち革命的に行はれる——と言ふのである。

マルクスは、此の辯證法的思惟論に依つて、社會の發達過程を考察し、彼の社會主義の基礎を爲してゐる唯物史觀説を説いたことは後に述べやう。

唯物論 哲學上の認識論に、唯物論と唯心論（觀念論）の二つがある。マルクスはヘーゲルの辯證法約思惟法則を採つたが、其の唯心論的な立場を捨てて、フオイエルバツハの唯物論を採つたこと前に言つた如くである。

フオイエルバツハに依れば、觀念は實在から波出するものであるが、實在は觀念から波出するものではない。實在が主であつて觀念は客である。「人間と自然との外に何物もない。人間よりも自然よりも高級な實在と稱するものは、實は人間の宗教的想像が生んだもので、畢竟する所我々の個性の想像的反映に過ぎない。即ち人間及び自然が主體であつて、思想は客體である。思想即ち觀念は、人間及び自然（實在）の原因ではなくて結果であり、自然の一屬性である」と言ふのである。要するに物質的條件が總てのものの原因であつて、精神作用や理論などは、皆總て此の

物質的條件の如何に依つて定まると言ふのである。

これに對する批判や分析は別にして、次にマルクスが此の辯證法と唯物論を結びつけ、如何なる見解を採つたかを簡單に見てみよう。

唯物辯證法 既に述べ來つた如く、マルクスは此の唯物辯證法を以て彼の全學說の認識の基礎とし其の方法論とした。そして彼は、此の認識論を自然界に適用して殊に社會の發達、變化の過程に適用して、其の社會主義的基礎としたのであるが、以下其の見解を簡單に述べてみよう。彼等の見解に依れば、「世界は絶對精神の自覺史ではなくて、物質の自己發展過程であり、一切は關係的にし従つて全體的に觀察される。一切は過程的であり、従つて絶對眞理なるものはない。總てのものは、自ら（肯定）すべき要素を内具し、兩者の矛盾闘争により否定の否定としてヨリ高度なる肯定が生れる。しかも此の過程は必ずしも徐々的ではなく、量は一定の限界に於て質に變化し、この變化は飛躍的に行はれる」と言ふ結果に到達する。今少し之を判り易く言へば人間の社會は、思想や觀念の舞踏してゐるところではなく、人間が自然の中から生存の資料を取り出す爲の労働の組織であり、生産の組織である。だから究極迄つき詰めれば、生産の手段即ち

物質的生產力が人間の社會形態を決定する。そして自然界に靜止し固定したものは一つもないやうに、人間の社會も亦靜止し固定したのではなく、其の組織と秩序と形態は絶えず變革する。總てのものに起原があり生長と發達があり、又衰頽と滅亡があるやうに、社會も亦流動し變化する。しかも其の社會が流轉し、變化する過程は辯證法的に進化し變遷するものであつて——即ち一の社會は必ず其の内部にこれに反對する要素を含む、そしてこの反對の要素がまだ大した勢力を爲さない間は、社會の均衡は保たれ、従つて其の社會は變動しないで居るが、その反對の要素が漸次勢力を増すにつれて、均衡の攪亂が生じ、やがて新しき基礎の上に於ける均衡の回復が起り新社會が生れる。そして、其の高い社會形態から新しい社會形態に移行する過程は、飛躍的に行はれる、と説くのである。

唯物辯證法の誤謬 人間及び自然を動的に觀察し、物質的條件が凡てのもの基礎となると云ふ考へ方は、或る程度の眞理がある。吾々は之を辯證法に肯定しなければならぬ多くの經驗に遭遇してゐるであらうから、之を全體的に否定するものでは無論ないが、又大なる誤謬が犯されてゐることを指摘しなければならぬ。

第一にマルクス主義は、宇宙人生萬般のものが何れも唯物辯證法的構造を持つてゐると言ふがこの観方は甚だ非科學的である。何故なら、辯證法的な自己矛盾は、實際に科學的に現實を分析解剖することに依つて知り得るのだ。このことはマルクス主義者も否定すまい、然るに彼等は、僅かな箇々の現實を分析解剖して、其處に辯證法的發展法則を見出したからと言つて、其の智識を全部に擴大して、全部の現實が本來そうした構造を持つてゐると推論する論據は何處にあるか徹底的に唯物論の立場を取り、すべての觀念的要素を排斥するならば、實證的に知り得たことに就ては論じ得ても、その儘を全體に主張することは不可能な筈である。水を攝氏百度に熱すると突如として沸騰して水蒸氣となる。水は水でなくなり水蒸氣と云ふ全く異つた質のものが生ずる即ち量的變化は飛躍的に質的變化を來すと云ふことは成程實證出來るであらうが、此の論理を以て社會の發達變化の過程を説明し、社會の内在的矛盾が或る程度に達すると必ず質的變化を來し——即ち其の社會は飛躍的革命的に全く異つた社會に移行すると云ふ推理は、唯物的に科學的態度を捨てない限り成り立たない筈である。

第二に、辯證法の突然飛躍説であるが、これは意味上の飛躍的と、事實上の飛躍と二つに分

けて考へて見たい。なる程或る一つの現象が自己矛盾を含むと云ふことは、相違する二つの原理を含むことであるが、この矛盾によつて自己解體を起せば、それ等の二つの原理は止揚せられてそれを含みながら、それとは全く意味の違つた原理に達する。而してこの止揚は漸次的推移ではなく、一の飛躍である。意味の上での——一より他へ、全く意味の異つたものの上へ飛躍すると云ふ見方は或る程度迄肯定出來る。しかし、マルクスは、社會革命を理由づける爲に此の論理を應用して、社會の突然變移説即ち革命論を唱へ漸進的の推移は無いものとしたのであるが、此の観方は全部的に賛成出來ない。何故なら、かうした意味上の飛躍は、必ずしも事實上の飛躍を伴ふものではないからである。我國に於ても、憲法の發布、普通選舉法實施等はたしかに意味上の飛躍を考へ得るが、その爲に革命的現象が起つたとは吾々は考へられない。今日の如く社會の組織が複雑になればなる程、その變化は漸次的にあるべきであつて、革命的現象の起ることは困難である筈である。吾々は日常生活の上に、社會の突然變移から蒙る危険を犯さない爲に漸次的變化の常に行はれつゝあることを實證的に知つてゐる。

第三に、辯證法の所謂必然的變化と、社會主義的努力との關係である。これは、後に唯物史觀

の項に階級闘争の説明の際にも一寸と觸れるであらうが順序として一應茲で問題にして置く。

マルクスの所謂唯物辯證法に依ると、何れの社會も必然に辯證法的進化過程にあるものであつて、それは歴史的價值として吾々が知り得るに止まり、其の生産關係の矛盾から反對の相對立した要素を生み出し、其の要素の成長に依つて、必然的に崩壊し、次の新しい社會に移行すると説くのであるが、マルクス主義者が謂ふ如く、社會が辯證法的に必然に變化し推移するものならば、彼等が全世界のプロレタリアートに呼びかけた社會主義的努力は全く意味が無いものと言はねばならぬ。理想を否定し、觀念の努力を排撃するならば、そして、社會の進化が辯證法的必然性を持つてゐるならば、正に彼等の主張と行動は夫れ自體大なる矛盾に陥つてゐるものと言つてよ。

唯物史觀の要旨と其の誤謬

唯物史觀とは何か 唯物史觀はマルクス主義の社會觀である。彼の所謂唯物辯證法の論理法則に依つて、社會の發達、進化、變革の過程を説明した社會學說であつて、彼の社會主義従つて共

産主義の基礎理論を爲してゐる。其の内容は勿論老大なものであり難解なものであるが、以下簡單に其の要旨を述べてみよう。

マルクスに依れば、凡ゆる社會の制度變化は、其の社會の經濟的構造を基礎として成立する、即ち、歴史上の凡ゆる時代には、其の時代に於ける物質的生産力の發展段階に應じまた其の時代特有の社會の經濟的構造乃至經濟的組織が成立する。そして、此の經濟的構造即ち物質的生産力が基礎となつて、其上に一定の社會制度、精神文化、即ち法律、道德、宗教等の所謂社會の上部構造が生れる。或る時代に於ける一切の社會の制度文物は、其の時代の經濟的構造を基礎とし、之を反映するものたるに過ぎない。凡ゆる過去の時代が皆そうであり、又現在の社會も、將來の社會も亦然りである。常に社會の制度文物を支配する根本のものは、其の時代の經濟的構造であり物質的生産力である。然るに此の物質的生産力は不斷の發展を續け絶えざる變化を來しつゝあるのに反し、之に基いて成立した社會の上部構造——政治的、法律的諸制度は固定的である。之が爲に、物質的生産力は、初めにそれに適應して成立した社會的諸制度と矛盾——衝突し始める。言ひ換へれば、社會制度が生産力の發展を阻害する邪魔物となる。かくして、經濟的矛盾から生

れ出た反社会的要素は次第に成長し擴大して、兩者の闘争は益々熾烈となるが、此の兩者の矛盾衝突は、結局生産力の勝利に歸し、社會の全構造の變革、即ち社會革命に依つて打開せられる。そして從來の社會は或は徐々に或は急激に變革せられ、之に代つて新なる物質的生產力の發展段階に應じた新なる社會が生れる。社會の進歩は實に此の如くにして行はれる。經濟を基礎とせざる社會なく、又永久不動の社會状態も存在しない。經濟的基礎の上に立つて絶えず流轉しつゝあるのが社會の實相であつて社會の進歩は其の中にある、と言ふのである。

唯物史觀の誤謬數點　マルクスは此の唯物史觀の立場から、現代の經濟的諸傾向を觀察し、其の結論として現代の所謂資本主義社會の崩壊と之に代るべき新なる社會主義社會の出現を避け難い必然なりと説いたことは既に吾々の知る所である。而も彼等は、其の社會革命の日の到來を極めて切迫せるものと説き、一八五〇年代既に革命が遠からざる時期に來るべきことを言明してゐる。爾來マルクスが革命の襲來すべき契機と爲した恐慌は幾度か來り去つたが、それに伴ふ筈の革命的徴候は吾々の前に何の姿も現はさなかつた。此の事實こそ、彼の理論の價値を最もよく證明するものではなからうか、彼は經濟が——物質的條件が社會の唯一の基礎であり、獨りその

みが社會を支配するものとした。若しも吾々の社會生活が單に經濟的因子にのみより成り、社會生活の他の因子は總て生産力の薄弱なる反射に過ぎないものであるならば、恐らく彼の所論は正當であらう。従つて又一八五〇年以來の歴史は將に彼の豫言を裏書してゐたのであらう。しかし吾々の社會生活を單に經濟的因子のみより成ると爲すことは吾々の眼前の事實が之を許さない、政治、宗教、宗教的信條、其他精神的諸感情が、吾々の社會生活に、如何に多くの独自の力と影響を與へつゝあるかと言ふことを吾々は現實の問題として知つてゐるであらう。

反マルクスは、生産力が社會進化の基礎的原因なりと説いてゐるが、彼は其の生産力そのものに就ての考察を怠つてゐる、なる程物質的生產力が社會の進化發達に多大の影響を與へてゐることとは否めない。事實ではあるが、吾々は、其の生産力それ自身の内容に就て今少しく注意して見る必要がある。

マルクスが所謂近代の資本主義社會を現出せしむるに至つた資本主義的生產力とは何であるか機械工業が發達して、手工業が其の影をひそめ、大規模の工場生産が行はるるに至つて、資本主義的生產力が生れたといふのであるが、其の所謂大規模工場生産に導いた機械工業の發達は如

何にして生れたのであるか、言ふ迄もなく機械の發達發明である、然らば、其の機械の發達發明は如何にしてなされたか、完成された精巧なる機械が天から降つたか、地から湧いたか、或は神仙人が現はれて作つたのであるか、しかして、それ等は皆物質的生産力の矛盾から出發して發明し發見されたのであるか、ワットは生産力の矛盾を感じて蒸氣汽罐の發明をしたのか、生産機關はマルクスの見るが如く資本家と労働者のみの關係ではない。其處に偉大なる人間の精神的活動が存在しつゝあることを吾々は認めない。一人の化學者ワットに依つて蒸氣汽罐が發明され、それに依つて産業經濟乃至生産力に一大變革を來したことは、餘りにも歴史に有名なる事實である。

生産力の發達變化は、人の思想の反映であり、智識の産物である。マルクスは「生産關係」乃至「生産力」なる——既に或る段階を経て形成された中間の一現象を捉へて社會進化の根本的原因なりとし、その因つて來る眞の原因の考察を怠つてゐるのである。

しかし、唯物史觀が過去の歴史に對する研究方法として多大の價値を有することは認めない。それが歴史的方法論及社會哲學の進歩に貢献した功績は決して忘却することが出來ないであらう

けれども、それが將來を論定する手段として利用せられるときは殆んど何等の價値を有しないであらう。此の點に關し、米國のコロンビア大學の政治經濟學部教授ヴァラヂミール・ゲーシンコヴイツチ氏は、其の名著「マルクス主義と社會主義」の中で次の如き意味のことを言つてゐる。

「茲に將來の豫想が如何に不確實かを示す一例がある。米國に於ける都市の民主的政治形態は一般に都市の經濟的優越、産業人口の集中等に勞せられたものであつて、此等の經濟事情の發達に伴つて都市の政治制度は益々民衆化するものと豫想されてゐた。然るに一九〇〇年九月ガルベストンは凄しい海嘯に襲はれた。極度の困憊に陥つた市民は一切の傳統的政治理論を捨て、此の非常時に處すべく、一の委員會制度を採用した。此の全く豫期せられなかつた委員會制度の都市政治形態は、爾來一都市より他の都市へと普及傳播し、遂に全米に採用せられるに至つたのである。此の現象を今日に於て經濟的に説明することは可能なりとしても、如何なる經濟史觀學者と雖も事前に之を豫言し得なかつたではないか」と。

マルクスが其の著「經濟學批判」の序文に於て唯物史觀の要領記として述べてゐる眞の所說の中に之を一々分析批判すれば甚だ多くの矛盾と誤謬がある。今夫等を一々批判し、論駁してゐる。

ることは到底紙面が許さないことであるが、マルクスが彼の社會主義を理論づける爲に打ち立てた此の唯物史觀は、反對に資本主義の肯定に導くかも知れないことを吾々は心付くであらう。故なら、社會が物質的生産力の如何に依つて必然的變化と存在を來すものならば、如何に社會主義的努力を拂つても、「成る様にしかならない」からである。

其の内に含まれてゐる社會革命の理論又然り、吾々は現實に於て、實證的に漸次的な變化發達を認識しつゝあるではないか、社會の上部構造即ち政治的法律的諸制度は固定的であると説く彼等の主張は、普選が行はれ、勞働立法、社會施設の行はれつゝある今日の社會諸制度が現實に之を否定して其の反對の現象を吾々に示しつゝあるではないか。

要するに此の唯物史觀の論理も、彼の社會主義を理論づける爲の一方法論たるに過ぎないことを吾々は知り得るのである。

マルクス經濟學の概説と其の批判

マルクス經濟學の基礎　マルクス經濟學の基礎を爲すものは、前に述べた彼の唯物史觀である

マルクスは經濟的諸現象を研究するに當つて、他の學者の如く、人の思想や智識の上に求めずして、専ら、物の生産分配と言ふ物質的條件に求めた。即ち、物質的條件が社會の總てを制約するといふ觀方から出發して、其の物質的條件即ち彼の所謂生産關係が、如何にして發達し、變化するかを經濟史的に考察して、一の理論體系を打ち立てたのが、彼の有名な資本論に依つて代表される經濟學說である。

以下極めて簡単に其の概要を述べてみよう。

勞働價值説　マルクス經濟學の理論的中樞を爲してゐるものは、餘剩價值説と其の基礎を爲してゐる勞働價值説である。

マルクスは先づ資本主義經濟の原素である商品の分析から始めて、その中に使用價值と交換價值との對立を認めた。物の交換價值は、或る種の物の使用價值の一定數量と他の種の物の使用價值の一定數量とを交換する際に起る比例であつて、其の關係は吾々の日常生活に數限りなく繰返されてゐる。而して日常絶えず相互に比較される多種多様の商品に共通なるものは何であるかといふに、それに、其の物即ち商品が等しく勞働の產物だと言ふことであつて、人間は勞働の產物

を交換することに依つて、あらゆる労働の種類を交換することになるが、この共通なものは一
定の種類の具體的労働ではなくて、抽象的な人間の労働である。だから、金商品の價値の總額に表
象される社會の全労働力は、總て皆人間の労働力であり、個々の商品は單に社會的に必要な労働
時間の一定部分に過ぎない。即ち價値の大小は社會的に必要な労働の量、社會的に必要な労働
時間に依つて定まるといふのである。

金剩價値説

マルクスは次に、この労働價値説を基礎として彼の經濟學說の中心を爲してゐる
餘剩價値説を説いた。即ち彼は、交換價値の貨幣的形態への轉化を説き、商品生産の一定段階に
於て貨幣が又資本に轉化する形態を仔細に追及して、其處に餘剩價値を認めたのである。

而して其の餘剩價値は、商品の交換からも、賣買からも生ずるものではなく、それ自身の使用
價値が、同時に價値を創造する過程にある商品の生産にある。そして、それは人間の労働力以外
にあり得ない。何故なら、機械や道具の様な生産手段は、それ自身の價値を他へ轉化し得るのみ
で價値を創り出し得るものでないからである。そこで貨幣の所有者（資本家）は、他の商品の場
合と同様に労働力の所有者（労働者）から、労働力の生産に社會的に必要な時間で評價された價

値即ち、労働者と其の家族の生活に必要な生産費で、其の労働力を買ふが、しかし一旦買受け
た労働力の使用は貨幣所有者（資本家）の勝手である。其處で、其の労働力の使用の過程に於て
労働者は生産費を支拂つて呉れた資本を償ふ生産物の器と、それ以外に資本の支拂はれてゐない
餘剩生産物とを作り出す、言葉を換へて言ふならば、社會的必要労働（労働者と其の家族の生活
費を生産するに必要な労働時間）時間を一日六時間とする。資本家は其の労働者を假に一日二
圓で買ったとすると、この資本家は一日六時間の労働力を二圓で買った譯であるが、實際に於て
資本家は其の必要労働以外に二時間も三時間も餘計に働かせて、結局労働力を餘計に使用して所
謂餘剩労働を搾取する。此の餘剩労働が商品に轉化されて創り出されるのが即ち餘剩價値となる
のである。

現代の資本制生産は、此の餘剩價値産出の爲の生産であり、餘剩労働搾取の爲の生産であると
マルクスは言ふのである。

資本主義崩壞説　マルクスは餘剩價値の搾取を目的とした資本主義經濟は、一方に於て資本の
集中蓄積が行はれ、他方に貧窮を増大させ労働者の失業郡を増増させる。そして、其の結果は、

生産過剰を來し、週期的に恐慌の襲來を招き、遂には其の經濟的均衡を破壊するといふ。
マルクスは資本論第一卷の最後の一つ手前の章に於て、資本主義社會に内在する矛盾を總括的に取扱つて、其の社會の終焉を告げて左の如く言つてゐる、
「この收奪は、資本制生産それ自身の内在的法則たる資本の集中に依つて完成される。常に一人の資本家が多くの資本家を打ち殺すのである。この集中、換言すれば、少數資本家に依る多數資本の收算と相竝んで、勞働行程の益々大規模となりつゝある協業的形態、科學の意識的なる技術的應用、土地の計劃的利用、勞働用具の共同的にのみ利用し得べき勞働用具への轉化、凡ゆる生産機關を結合的社會的なる勞働の生産機關として使用することに基く節約、凡ゆる國民が世界市場の網に締められるといふ事實それと共に、また資本制度の國際的性質等——此等一切の事實が發達して來るのである。斯かる轉形行程に伴ふ一切の利益を横奪獨占する大資本家の數が益々減少すると同時に、窮乏や、壓迫や、奴隸状態や、壞積や搾取等の量は益々増大して來るが、それと共に、又資本制生産行程それ自身の機關に依つて、訓練、統合、組織される所の、益々膨大となりつゝある勞働者階級の反抗が増大する。資本獨占は、それと共に、又その下に、開花繁榮し

た生産方法の桎梏となる。生産手段の集中と勞働の社會化とは、その資本主義の外殼とは一致し難き點に達する。資本主義的外殼は破裂する。資本主義的私有の終焉を告ぐる時の鐘が鳴る。收奪者は收奪される。」
即ち、資本主義經濟は、其の自らを否定する内在的矛盾の成長に依り、經濟恐慌を生じ、失業群を簇出し、階級闘争を激成して遂に自ら墓穴を掘つて自滅すると言ふのである。
マルクス經濟學の誤謬　マルクスの經濟學説は其の立論の基礎に於て既に誤謬がある。彼の經濟學説が、唯物史觀を基礎に理論づけられてゐる限り、唯物史觀の誤謬を又其の儘受け繼いでゐる筈である。其の具體的な内容に就て見ても、彼は、資本の他の方面に於ける活動と作用乃至効果を全く考慮に入れず、獨り勞働者のみを過大評價してゐる所に大なる誤りがあると言はねばならぬ。勿論生産行程の内に於て勞働力が極めて重要な地位と作用を爲してゐることは言ふ迄もないことであるが、勞働力のみが獨り價值を増大し創成する作用を有つて居り、他の生産機關はすべて價值増大に何等の効果も作用も齎さないといふ觀方は、吾々は如何にしても肯定し得ない。實際に於てもマルクスが言つた如く、資本の集中と小中資本の没落は行はれず、マルクスの豫言

を裏切つて尙嚴然として其の生産機關を維持しつゝあることを吾々は眼前に實證的に知つてゐる。

勿論精密を極めた彼の經濟學説には、極めて多く教へらるゝ所があることは否めないが、その爲に吾々が彼の理論を全體的に首肯し得るや否やは自ら別な問題である。

階級闘争と其の矛盾

階級闘争説 マルクスに依れば、歴史は人間進化の必然且不斷の過程である。而して歴史を動かす歴史を決定するものは生産力に外ならぬ。生産力の發展段階に應じて一定の生産事情を生じ此の生産事情を基礎として一切の政治的・法律的制度が成立し精神文化が發展する。然るに生産力が不斷の發展を繼續するに關し制度が固定的なることは必然に兩者の矛盾を惹起し、總て従来の制度は崩壊し、新なる生産力の發展段階に應じた新なる制度が建設せられる。歴史は生産力と制度との矛盾及其の解決の絶へざる反覆である。而して生産力の一定の發展段階に於て社會に他人を搾取する一群と他人に依り搾取せらるる一群とを生ずるとき茲に階級の對立を生ずる。彼等は夫

々共通の經濟的利害に依つて連結せらるゝ一團である。階級の對立反目は生産力との矛盾が甚だしくなるに伴ひ次第に激烈となり、遂に社會革命が避け難きものとなる。かくしてマルクスに依れば、従来の一切の社會の歴史は、階級闘争の歴史であつた、自由民と奴隸、領主と農奴、同業組合の親方と職人、此等の搾取者と被搾取者とが、或は隱然、或は公然不斷の闘争を續けて來た而して近世に及び、商工階級は封建君主と闘争して遂に之を倒し資本主義社會を打ち樹てた。然るに資本主義社會は新なるプロレタリア階級を發達せしめ、茲にブルジョアとプロレタリアとが相對立することゝなつた。資本主義社會の特徴は階級の對立を單純化したことにある。一面資本家は次第に其の數を減すると共に、中産階級を衰滅して民衆はプロレタリアとなり、全社會は有産者と無産者、ブルジョアとプロレタリアの二大階級に分裂せらるゝ、而して兩者の反目は工業の發達と共に次第に激烈となり狂暴性を帯び、遂にプロレタリアに依る大變革が遂行せられることになる。プロレタリアは資本主義社會の下に於ては單に増大する窮乏のみを運命とする階級であり、社會革命に依り自己を得る鐵鎖の外何物をも失はない階級である。彼等こそ唯一の革命的階級であり、新なる社會を建設すべき使命を擔へる人々であると説くのである。

其の矛盾と誤謬

先づ吾々は階級とは何であるかを考へて見なければならぬ。それは共通の經濟的利害を有し、其の意識に依つて連続する人々の集群である。然らば異なる階級は必ず相反目し相闘争するものであるか、吾々が階級の定義を定むるに當つては一の階級の他の階級と異なる特徴に着眼し、之を基礎とするの外はない。かくして階級の定義には相反目する要素を含んでゐるけれども、現實に於ては階級を組成する人々は又社會なる全一體を組成する人々であり、此の點に於て相互に結合せられ相協調することは疑ふべからざる事實である。階級の存在は、社會全體としての協同聯帯が存する限り必然に階級闘争に導くものではない。

マルクスは總ての過去の歴史は階級闘争の歴史であるといふ。成程過去に於て階級が存在し、一の階級が他の階級に搾取せられた事實のあつたことは否めない。併し之が爲め當然階級闘争が存在したものと爲すは大なる誤りである。又階級闘争が歴史に重要な影響を及ぼした場合があつたことが事實であるとしても、階級闘争のみが歴史を決定したものでないことも疑ひない。ナポレオン戦争、獨逸の統一、韃靼人の露西亞征服の如き、之を階級闘争理論に依つて説明し得る人があらうか。又グーテンベルグの活版印刷術の發明が歐洲文化の發達に重大な貢獻を爲したこ

とは何人も否定出来ないが、活版印刷術の發明を階級闘争論に結びつけることは聊か滑稽である。マルクスは現代に於ける階級闘争は單純化された二階級の闘争であるといふ。然らばマルクスが其の理論を構成した當時何處にか此の如き事實があつたであらうか。彼の立論の基礎は疑ひもなく佛蘭西の社會状態にあつた。併し佛蘭西革命及其の後繼續せられた騷擾動亂が單なる二階級の抗争でなかつたことは明かであり、之は彼自身の認める所である。更に吾々の時代は如何であるか、工業の發達に伴つて新に工業プロレタリアの生成し來つたことは事實である。併しマルクスの言ふが如く、中産階級が衰滅し大衆がプロレタリア化した事實はなく、單純化された二大階級の對立は何れの國にも見ることを得ない。又貧困の増加に依り階級闘争が著しく増大したと認むべき事實なく、却つて労働階級の地位は著しく改善せられて來たのが實狀である。

又、聯帯協同の觀念は各國共著しく國民の間に高まりつゝある。之に就ては普通選舉の施行が依つて力があつたことは否むことを得ない。今や總ての階級が共同に一國の諸懸案を議しつゝある。其の間に自己の階級と異なる他の階級の利害關係と各階級が有する實際上の勢力を次第に了解するに至り、闘争する人々は今や國民として、共同國家自身の有する利害がそれを組成する個

々人の特定の利害に優越せる事を充分に理解する。

共産主義國家論の駁論

マルクスの國家觀——階級國家說　マルクスは、國家は一の社會階級が他の社會階級を搾取する爲に利用する道具であると説いてゐる。

マルクスに依ると、社會階級は、經濟的の搾取關係から生れる。即ち社會の内部には、一方に他人の餘剩勞働を搾取する一群即ち資本家群があり、他方には、其の餘剩勞働を搾取される一群即ち勞働者群があつて、各々階級的に對立する。そして、搾取者（資本家）に屬する一群は、各自共通の利害を有するが故に連結せられた一階級を作り、被搾取者（勞働者）に屬する一群も亦共通した利害に依つて結合せられて一階級を作り、これ等の二つの階級は互に利害の衝突に依つて、社會の内部に於て反目對立する。而して、此の階級對立及抗爭を其の赴く儘に放任して置いたならば、社會は混亂して遂に崩壊し、搾取階級も被搾取階級も無くなつてしまふ。そこで搾取階級は現在の社會關係が破壊しない様に、即ち何時迄も搾取者としての地位を保ち得る様に——

、その爲に或る強制力を以て社會の秩序を維持し、被搾取階級の反抗を抑壓することが必要になつて来る。即ち、搾取階級は、強制的な權力を以て絶對的支配の上に立つことが必要となつて来る。この必要に應ずる爲に出來たのが即ち國家であると言ふのである。

國家は其の支配する領土内の人民に對して絶對的の強制力を有つてゐる。故に何人と雖も國家權力の下には絶對服従せねばならない。其處で、經濟上の支配者即ち搾取階級（資本家）は此の國家權力を自己の勢力下に置き、政治上の支配階級となる。即ち國家は搾取階級が被搾取階級の勞働を搾取する爲、其の反抗を抑壓する爲にのみ役立つものであり、それ以外に國家の目的とする所は無いと説くのである。エンゲルスは此の點に關し、

「國家は階級抗爭を抑制する必要から生じ、同時に又階級衝突の中央に生じたものであるから、それは權力の最も強大なる經濟的支配階級の國家たることを常とし、而して又、此の階級は國家に依つて政治上の支配階級となり、斯くして被壓迫階級を抑壓搾取する爲の新なる機關を獲得するに至るのである。即ち古代の國家が、先づ第一に奴隸所有者に依る奴隸抑壓の爲の國家であつたと同様に、封建國家は貴族の從僕及農奴を抑壓する爲の機關であり、又近世の代議國家は、資

本家が賃銀労働を搾取る爲の道具になつたのである」と言つてゐる。

其の駁論 國家の本質は、マルクスが言ふ如く階級搾取ではない。國家の本質は、階級搾取に非ずして、強制的秩序である。國家に限らず、人間が社會を形成し、共同生活を營むこと夫自體が既に自由の制限である。人類の共同生活——即ち社會は單に人が集合するといふのみでなく、この集合が外部的に規制されたものでなくてはならぬ、而して、其の規制とは何であるか。即ち秩序であり法的規範である。而して此の法的規範の中でも最も大なる、且つ完備したものが國家なのである。

國家が法的秩序であるといふことは強制的支配であると言ふことに外ならぬ。従つて、社會に經濟上の搾取は無くとも統制は必要であり支配が必要である。マルクス主義者の言ふ如く、國家の本質を階級搾取に求めることは此の點に於て當らぬ。

此の點に關し、維納の法律哲學者ケルゼンも、
「國家は階級搾取維持の機關でもなければまた階級支配の組織でもない。即ち國家は強制的秩序である。強制的秩序なくしては、廣泛な範圍に亘つた産業の秩序は維持されぬ。」

と言つてゐる。

蓋し國家の本質は、階級搾取に非ずして、國民全體の利益を保護する爲め強制的秩序に外ならぬ。

人は又總てが優越慾を有つてゐる。政治上の支配者は階級搾取の爲にではなく、支配的優越慾を満足せしめんが爲に其の地位に在る者が決して尠くないのである。現に何れの國に於ても政治上の支配的地位を得んが爲に、家財を蕩盡する者の少からざるを見るであらう。此の場合は政權が目的であつて、經濟上の利益は全く其の眼中に無いのである。人間は富の爲に闘ふのみでなく權力の爲に闘争することの如何に多きかを歴史は物語つてゐる。國家權力、即ち支配なるものは階級搾取の爲にのみ存するものでないことを吾々は明確に知るのである。

殊に吾々は建國三千年の昔から今日に到る我が國家を歴史を通じて仔細に検討したとき果して國家が本質的に階級搾取の役割を演じて來た事實を發見し得るであらうか。

我國は、マルクスが認識の對照とした歐洲諸國家とは根本的に其の本質を異にしてゐる。歐洲諸國に於ては、民主國は勿論、君主國に於ても其の成立の基礎に於て國民が主となつてゐる。一

定人類の地域團體が存在し、而して國家を形成したものであつて、マルクスが階級搾取乃至階級支配と見たことも蓋し一面の眞理が含まれてゐるかも知れぬ。何故ならば、歐洲諸國の成立は、強大なる階級を背景とした偉大なる力の所有者が國家を組織したものであるからである。従つて國家を占取し形成したる階級は當然他の階級を搾取し支配する關係に起つたからである。然るに我國に於ては、建國の始めより君臣の分自ら定まり、人民の上に出來た國家ではなく天皇の下に出來た臣民である。即ち歐洲諸國家とは、其の創生に於て根本的に觀念を異にしてゐるのである。

しかも、天皇は何等の階級を代表するものでなく、國民は總て陛下の赤子であり、情に於ては父子の關係にあるものである。天皇即國家、國家即天皇——これが我が國體の精華であり他に類を見ざる所である。

マルクスは恐らく我國の如き國體を思案の圏外に置いてゐたのであらう。

我國に於て、マルクスの國家論が全く相容るゝ餘地なきものであること、これ以上の説明を要しないであらう。若し夫れ、現代我國に於ける資本家階級が、國家機能を利用して階級搾取の目

的を適せんとするが如きものありとするならば、吾人は之を斷乎として排撃するに躊躇するものではない。

二、共産主義方法論の批判

共産主義者が如何なる方法に依つて之を實現せんとするかは最も重要な問題である。共産主義が特に危険なるものとされる直接の理由は所謂理想社會實現の方法論にある。社會民主主義に於ても其の究極の目的は資本主義の否定であり社會主義の實現を期待するものであるが、其の方法論に於て共産主義のそれと大いに異なる所がある。

プロレタリア革命の理論と其の駁論

プロレタリア革命論 共産主義者は、資本主義は歴史的必然性として、不可避的に崩壊するといふのであるが、尙一面プロレタリアートは階級闘争に依つて其の崩壊の時期を早からしめるこ

とが必要であると説いてゐる。

彼等の言ふ所に依れば資本家階級は自己の經濟的地位を維持せんが爲に國家權力に依つて飽迄プロレタリア運動を抑壓し、容易に搾取を止めるものではない。彼等が爲す所の勞働立法も社會施設も皆彼等の御都合主義に依るものでプロレタリアを欺瞞する爲の手段に過ぎない。社會民主主義者の主張する如く資本主義制度の漸次的改良に依つて共產主義社會に到達すると言ふが如きは到底不可能である。何故ならばブルジョア階級は國家權力を握つてゐてプロレタリアの運動を阻止し彈壓するから——と言ふのである。

其處で共產主義者は改良主義を採るのである。即ちプロレタリア革命を執行してブルジョア階級の手中から國家權力を奪取しなければならぬと言ふのである。

而して此の權力奪取の意味は、現在の國家權力其の儘を奪ひ取る意味ではなく、現在の國家權力の總てを破壊して、新なるプロレタリアに依る支配權を確立するといふ意味なのである。

此のプロレタリア革命は非常に危険なる思想であつて、國家權力の破壊は總ての國家組織乃至國家機關の破壊を意味することになるのである。議會、裁判所、警察、軍隊、夫等は何れもプロ

レタリア革命に依つて破壊されんとするものであり、特に軍隊に對しては彼等は最も重點を置いてゐる。

斯くしてプロレタリア革命に依つて、舊權力を破壊して新權力即ちプロレタリアートに依つて把握された支配所謂プロレタリア獨裁に依つて共產主義社會の實現に近付くといふのが彼等の主張である。

其の批判と駁論 此の理論に對しては吾々は徹底的に批判を加へ之を排撃せねばならぬ。

革命はそれ自體が非文明的であり、現在の文化の大なる破壊である。其の社會にして若し誤謬欠陥ありとするならば、改良し匡正することこそ社會運動の本旨であり理想であらねばならぬ。況んや誤れる假定に基き多くの誤謬ある理想社會を夢みて人道を無視し、文化を破壊して之を行はんとするに至つては洵に寒心の至りである。

殊に我國の如き國體に於て、國家否認を前提とする暴力革命を行はんとするが如きものは其の理論に於ても信念に於ても斷じて許すべからざるものである。

プロレタリアの獨裁論と其の誤謬

プロレタリア獨裁論 彼等は共產主義制度を實現する爲には、プロレタリア革命に依つて一切の權力をプロレタリアの掌中に納めねばならぬと主張することは前に述べた通りであるが、然らば其の奪取した權力は如何なる形に於て行はるゝのであるか、これに答ふるものは所謂プロレタリア獨裁の理論である。

共產主義者は、資本家は戦はずして決して支配の地位を抛棄するものではない、随つてプロレタリア革命を経て社會が共產主義的轉化を爲す爲にはブルジョアジの猛烈なる反抗を受ける。所謂反革命の運動が強烈に行はれる、故にプロレタリアは此の反革命運動を紛粹しなければならぬ。それ故にプロレタリアートの政權は労働者獨裁の形を採らねばならないといふのである。而して、此のプロレタリア獨裁は非常に強力な統制手段と、敵に對する斷乎たる紛粹を意味する、ブルジョアジの反抗が強ければ強い程、より一層此の獨裁は強力の支配となるが、ブルジョアジの反抗が微弱になるに従つてプロレタリア獨裁も次第に微溫的となり、ブルジョアジ

は遂にプロレタリアートに融合して労働者の獨裁國家は無くなり、全社會は階級なき共產主義社會に轉化されるといふのである。

又、プロレタリアの獨裁は、ブルジョアジを紛粹する爲の手段であるのみでなく、又經濟的轉化を實行する者の槓桿であるといふのである。共產主義社會に於ては生産機關の私有は社會的所有に依つて置き換へられなければならない。即ち資本家から生産及交換の機關を剝奪して社會の手に移さねばならぬのであるが、此のことは孤立した個人の手で行ひ得るものではなくプロレタリアートの組織した權力即ち獨裁的労働者國家の手に依つてのみ行ひ得るものであるといふのである。

斯くして、ブルジョアジの反抗がなくなり、生産機關の社會的所有が完成されたとき、プロレタリア獨裁、即ち労働者國家は何等の手段を要せず自然に消滅して共產主義制度の社會が實現される。プロレタリア獨裁の時期は、不可避的に資本主義社會と共產主義社會との間に分在しなければならぬといふのである。

其の誤謬 此のプロレタリア獨裁の理論は夫れ自體既に矛盾するものである。共產主義の理論

が「支配」其のものを否定することは既に述べた通りであるが、然らば其の支配の否定即ち國家權力の否認と、此のプロレタリア獨裁の理論とは果して矛盾なく説明し得るであらうか。彼等は謂ふであらう、既に繰り返した如くプロレタリア獨裁は資本主義から共産主義に轉化する過渡期的產物であると。

併し、彼等の主張する如く、何時の世に至つたならば労働者政府に對する反抗運動が無くなりそして又生産機關の社會的所有が完成されるであらうか、而も、其の共産社會の理論が既に不全なるものである以上、彼等の主張するが如き自由にして平等なる社會は現出し得る筈のものではない。現に革命後既に十餘年を経たるロシアの如き最近に至つて、支配の形は益々強力となつて現はれ、帝政に代ふるに横暴なる獨裁政治が現はれた以外に何等異なる所は無いのである。而も、獨裁政治の下に於ては、法律制度の確立なく、國民は何等の權利と自由を認められず、全く一部少数者の專制に依つて左右され生存の安定すら保障され得ないのである。

獨裁政治の下に國民の得る所のものは、不安と恐慌以外の何物でもないのであることを知らねばならない。尙此の點に關しては、後掲の結論を参照されたい。

共産主義社會の理想と其の矛盾

共産主義社會の基礎 共産主義社會の基礎は、生産及交換機關の社會的所有にあると彼等は謂ふ。即ち機械器具、工場、建築物、工地、鑛山等の一切の生産機關を、現在の如く個々の少數資本家の手に置くのではなく、社會が自由に所有し、社會全體としての統制の下に置かねばならぬ。所有や統制が一階級の特權ではなくして、社會を構成してゐる一切の人間の權利であらねばならぬ。斯くして社會は巨大なる労働的僚友的協同組合に轉化され、最早企業者間の競争も無くなり、工場、作業場、鑛山等の生産設備は全國的生産機關を包含する所の巨大なる民衆の作業物の一部門となり、そして其の社會に於ては、人間は他の人間に依る抑壓から解放せられて自由なる労働に従事し、永久の工場監理者も、政治上の支配者もなく、今日の工場監理者は明日の労働者となり、今日の労働者は明日の工場監理者となると言ふのである。

其の矛盾 然し、以上の如き理論は一片の理想たるに過ぎない。人間の本能を度外視した空論たるを免れない、以上の理論が完全に行はれる程しかく人間の性は善良ではないのである。今假

りに生産機關の社會的所有を認むるとしても社會の各人は果して何等の強制なくして圓滿に勞働に従事するであらうか、物の所有慾は人間の本能であつて勞働に比例した正當の報酬なくしてよく自ら進んで勞働に従事する程人間の性は善良でなく、理性と道德性に富んでゐないであらう。有史以來人間生活の實際を見ても何れの社會も強制的秩序に非ざるものはない。競争があつてこそ進歩發達があるのであつて、中心力なき巨大なる協同組合が如何にして圓滿にして幸福なる社會を作り出し得るのであらうか。

今日の勞働者は明日の工場監理人となり、今日の工場監理人は明日の職工となる——とは餘りにも現實を隔け離れた理想といふよりも寧ろユートピアである。

共産主義社會に於ける分配 共産主義に依ると、共産主義社會に於ける生産は市場生産を爲すものではなく、個人の使用を目的とするものであるから、生産は需要者即ち社會全體の巨大なる協同團體に依つて爲され、生産物は最早や商品ではなくなり、賣買交換されることがなくなる。而して社會の協同體に依つて生産された生産物は各人の需要に應じて、何時でも欲しいと思ふ物が分配され必要に應じて何時でも其の欲望を満足せしむべく配給されるといふのである。

而して、斯かる社會には最早貨幣の必要がなくなつて貨幣は其の存在を失ひ、商品交換の形態は無くなる。共産主義社會に於ては、要するに最初の内は各人の爲された仕事に應じて生産物の分配が行はれるが、後には勞働に關係なく各人の必要に應じて分配されるといふのである。

其の誤謬 斯る理論も亦前節の場合と同様一片の理想に過ぎないものであることは言ふ迄もな

人間生れ乍らにして、男女の別があり、身體に強弱の差異あり、又賢愚の別がある。各人が平等の勞働を提供すること勿論不可能であり、従つて又平等の分配を受けることも亦困難であらねばならない。一日に百の仕事をする者が家族が少いからとて七十の配給を受け、一日に僅か六十の仕事をする者が家族多き故を以て百二十の配給を受けるとしたならば、成程理想としては洵に結構であるが果して圓滿に行はるゝであらうか。

勞働の好ましからざること何時の世に至つても人間の心に變りはない。働かずして足るならば誰が好んで多くの勞働を提供するであらう。現にロシアの今日の實際を見ても此のことはよく理解し得るのである。

要するに共産主義分配論も現實を離れた空論たるを免れないものである。

共産主義社會の秩序 共産主義に依ると、共産主義社會には階級といふものがなくなる。従つて階級が無くなれば國家も存在しないといふことになる。何故ならば、共産主義に依ると國家は支配階級の階級的組織であつて、常に一階級が他の階級を支配する爲に存するものとされるから共産主義社會には地位もなく、資本家も無く、又賃銀労働者もなくなり、單なる人々即ち僚友があるばかりで、階級もなければ、隨つて階級闘争もない。其の結果國家といふ特別の組織の必要が無くなるといふのである。然らば如何にして社會の秩序、生産の管理が行はれるかと言ふに彼等は之に對して次の如く説明する。

共産主義社會に於ては、必要な指揮は各々生産部門の會計係若くは統計局に於て爲される、其處では毎日生産及一切の必需品に關する計算が行はれ、何處へ労働者を送るべきか、幾何の労働を爲さねばならぬかと決定され、指揮される。労働者は其の指揮に従つて圓滿に労働する。そして社會秩序が圓滿に保たれ、特別な大臣や、警察や軍隊、監獄、法律命令と言つた様なものは一切必要でなくなる。總てのものが統計局の調査を参考として、それに隨つて仕事を進めて行くといふのである。

いふのである。

隨つて支配を目的とする國家は存在しなくなり、其處には他の諸階級の上に立つ團體も無ければ階級もない、そして、此の統計局に於ては、今日甲が働けば明日は乙が働くと言つた様に、官僚とか、官職とかいふものが無くなつてしまふ。社會は單に生産の管理のみを以て完全に秩序を保つて行くと言ふのである。

其の批判 吾々の既に見た如く、斯くの如き主張が根本に於て誤れること多言を要しない。成程社會に生産關係が重要な位置を占めてゐることは事實であるが、人類の社會生活は決して生産關係のみ求めることの出来ないことは吾人の經驗に明かなる所である。

しかも社會は何時の時代に於ても強制的秩序に非ざるはなく、強制的秩序は其の社會の中心力即ち國家權力に依つて總合せらるべきものである。支配は一階級の爲にのみではなく、又國家夫れ自體の爲にのみでもなく、一に社會人類全體の爲に必要なものである。人間の心が神佛のそれに非ざる限り施制の秩序、即ち支配なくして社會の秩序は保たれ得るものではない。彼等の所謂生産の管理にしても「強制」の意義なくして行はるゝものではなく、人間本體の活動はしかく

美しい理想の下に律し得るものではない、吾々は餘りにも樂天的な彼等の主張に寧ろ啞然たらざるを得ないものがある。

共産黨運動と我が法律秩序

共産黨運動と我が國體

共産主義と國家 共産主義の理論は、現代の國家觀念と全く相容れざるものであることは固より言ふ迄もない。

現代の國家組織を階級搾取の機關に外ならないと主張する彼等は、従つて國家組織そのものを否定する。彼等の所謂プロレタリア獨裁國家なるものは國家主權を認めざる點に於て又現在の國家觀念と根本的に異つてゐる。

國家と國體 國家の本質に關する憲法學上及國法學上の見解は幾多の學說があるが「主權に依

つて統制せられた人類の地域團體」であることは何れの學者も之を認め、何れの國の憲法も亦之を明にしてゐる。

主權——即ち統治權の存在は國家の根本觀念である。而して、其の統治權の存在如何に依つて——即ち統治權が何人の手に屬するや、特定の一人に屬するや、或は人民全體の屬するやの如何に依つて君主國體と民主國體とに區別される。

憲法學上國家と國體とは密接不可分とされてゐる。憲法は、一國主權活動の大原則を定むるものであるから、主權の存在の變更は憲法夫れ自身の變更に外ならないからである。

然しながら、國際上の問題としては我國を除いた諸外國に於ては屢々國體の變革された例を見る、西曆一七八九年のフランス革命はルイ帝政(君主制)を廢してナポレオン大統領の共和國(民主制)が生れたが、彼ナポレオンは後自ら帝政を宣言して君主制を執つたけれども、又一八四八年二月再び革命が勃發してナポレオン帝政を廢し、今日に見るフランス共和政治が生れたのであつた。又一九一八年即ち歐洲大戰終末迄帝政であつた獨逸は大戰以後同年十一月カイゼル皇帝の退位と共に共和制を施して民主國となつた。隣邦支那に於て又然りである。

これ等諸外國に於ては國家成立の基礎に於て我國のそれと根本的に趣を異にしてゐることは言ふ迄もなく、強大なる力の所有者の出現に依つて屢々團體の變革を見てゐるのである。斯る國家を對象としてマルクス及その一黨が、國體の否認、國體變革の思想を打ち樹てたことは蓋し一應首肯し得る所があるであらう。

我が國の國體 我國の國體は其の成立の基礎に於て以上の如き諸外國と根本的に異なることは國民の信念に明かなる所である。

我國に於ては建國の始めより君臣の別自ら定まり爾來三千年の永きに至り國是は愈々固く、國體を離れて國家の存在を考ふる餘地が寸毫もない。

國家統治の大權は嚴然として萬世一系の天皇に屬すること憲法の規定を俟つ迄もなく國民の確信に明かである。

天皇即國家、國家即天皇、君臣一體の國體觀念は、凡そ諸外國人のよく知り得る所のものではない。

従つて我國に於ては國家の變革は國家そのものの廢滅を意味する。共產主義者が革命に依つて

國體を變革し、プロレタリア獨裁を樹立せんと圖るが如きは素より一場の夢想に過ぎずとするも國家破壊を企つる極惡無道の非國民と言はねばならぬ。

國體の變革と私有財産制度の否認

共產主義運動と國體の變革 共產主義の運動は國體の變革と私有財産制度の否認運動となる。プロレタリア革命を起して國家權力を奪取せんとする彼等の運動は言ふ迄もなく國體の變革、國家組織の破壊である。

社會運動取締の爲に制定されたる「治安維持法」は其の第一條冒頭に「國體ヲ變革スル目的ヲ以テ」と規定し、此の共產主義運動に對して嚴重なる刑罰を以て臨んでゐる。該法改正に當り第五十六議會に於て相當議論を見たのであるが、法制定の手續上の問題は別として改正の理由を實質的に考察したときは、斯る矯激不逞の徒に對して國家が嚴罰を以てするの妥當なることは何人も否定し得ない所であらう。

然らば茲に所謂國體の變革とは如何なる意味に解すべきであるか、國體の變革は、統治の大權

に變更を加へんとする者、即ち一切の權力を否認し、延いて主權の存在を否定せんとするもの、君主制を變更せんとする者は勿論、主權の内容を變更せんとするが如き一切の行爲と包含する。此の點に關し治安維持法の制定に關與した古田司法書記官は次の如く述べてゐる。

「茲に國體と言ふのは統治權の總體の主體及其の本質に關する問題である。統治權行使の方法形式即ち政體の問題とは區別して考へねばならぬ。我大日本帝國は萬世一系の天皇が統治せられ(憲法第一條)天皇は國の元首にして統治權を總攬せられる(憲法第四條)所謂君主國體である。此の事たる憲法の條章を俟つて定まつたる事項ではない。建國以來の史實であつて萬代不易の國民的確信である。故に本條に所謂國體の變革といふのは、一切の權力を否認し延いて主權の存在を否認するが如き、萬世一系の天皇を覆して他の者をして統治權の總攬者たらしめんとするが如きは勿論、統治權の領域的の活動範圍に關し又は統治權の事物的活動範圍に關して之を毀害せんとするが如き苟くも統治權の絶對、圓滿、唯一、無礙なることに紛更を加へんとする行爲は總て國體を變革せんとするものである。變革の語は時に急激且根本的の變更を意味する場合もあるが國體の問題は絶對にして是非の論議の範圍外である。其の變更に緩急又は程

度の大小を觀念とするの餘地はない。故に此の場合には變更といふのと少しも違はないのである。」(同氏、治安維持法講話一五、一六頁)

共產黨運動と私有財産制度の否認現代の財産法制 人類の經濟的生活が社會關係に重大なる影響を及ぼすことはマルクスならずとも何人も之を認める。經濟上の無秩序は直ちに社會の無秩序となり吾々の日常生活は脅威される。

社會は強制的秩序であり、吾々の日常生活を安定せしむるものは經濟社會を律する處の法則である。而して人間生活に「物の所有」なる觀念が極めて重要な關係を有することは吾々の等しく知る所であり、此處に所有權の保證が必要となつて來るのである。

我帝國憲法第二十七條は「日本國民ハ其ノ所有權ヲ侵サルコトナシ、公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル」と規定して所有權の不可侵を明かにしてゐる。民法は其の二百六條に於て「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其ノ所有物ノ使用、收益及ヒ處分ヲ爲ス權利ヲ有ス」と規定して其の處分權を明かにし、其の侵害に關しては刑法第二百三十五條以下其他特別刑法に依る刑罰の規定があり、或は多くの民事法規は所有權關係を中心に制定されてゐることは茲に

多く言ふを要せざる所である。

國家が法制に依つて所有權を保證する所のものは、獨り各人の經濟生活を保證する爲のみならず、又社會の發達進歩を助長せんが爲である。所有權の保證——即ち財産の私有を認むることは社會の經濟的生活に最も重要な事項であり、人類生活の進歩向上の上に缺くべからざる要件なのである。

現代の財産法制は私有財産制度であり、これを維持することは社會秩序の爲に最も重要なことである。

共産主義運動と私有財産制度の否認 共産主義は、資本主義制度を破壊して共産主義社會を樹立せんとするものであることは既に述べた通りである。而して茲に所謂資本主義制度の破壊は何を意味するか、これは言ふ迄もなく私有財産制の否認である。

共産主義理論の所で述べた如く、共産主義は生産關係一切の共有を主張する、即ち生産資本も生産物も言葉を換へて言へば工場も商品も、土地も農産物も、尙更に吾々の居住する家屋迄も其の私有を禁ずるのである。つまり現在の私有財産制を否認することになるのである。

それ故に、共産主義者が主義實現の爲にする運動は前述の國體の變革運動となると同時に又私有財産制の否認運動となるのである。

富の分配が不公平であつて、少數の者が土地財貨を大量に併有し、一方には多數の無産者が生活に苦しむやうな社會は固より好ましい社會ではない。斯様な社會は宜しく改良して人類の共存共榮を圖らねばならない。其の爲には財産の私有制度に或る程度の法制上の制限をするとか、租稅政策を活用して財産分配の均衡を計るとか、其他社會政策の途は多く擧げ得るであらう。

併しながら、これがある爲に財産の私有を絶対に否認することは、人類の經濟的乃至社會的慾望を全然無視したものであつて、人類の活動、向上發展の途を全く閉塞し人類生活の基礎を根本的に破壊するものと言はねばならない。

共産主義は必然に私有財産制を否認する。そして其の運動は私有財産制度否認を目的としたものであること言ふ迄もない。

然らば、共産主義以外に於て私有財産制否認の運動があるかといふ問が起つて來るが、國體變革を目的とせずして私有財産制否認の運動は勿論あり得る筈であるがこれに就ては別の機會に述

べることゝしやう。

治安維持法の制定と其の趣旨

治安維持法制定の目的 歐洲大戰は色々な意味で我が國の政治、經濟、乃至學術方面に非常な影響と動搖を與へた殊に非常な勢で擡頭し來たつたデモクラシーの流行は、我國の思想界に大きな衝動を與へて、所謂社會主義の思想乃至運動が勃然として起つて來た。そこへ、大正六年（一九一七年）に彼のロシア革命が行はれたのでそれ等も非常に強い刺戟となつて、共產主義乃至無政府主義の我國の國體觀念と全く相容れざる思想が著しい勢で現れて來た。其處で、此等の運動を何とかせねばならぬと言ふ議が朝野の聲となり、從來の刑法や、治安警察法、出版法、新聞紙法等の法規の外に、特別な取締法規を制定する必要ありと言ふので、大正十一年二月政府は、「過激社會運動取締法案」なるものを時の議會に提出したが、本案は貴族院を通過し、衆議院で審議未了になつた。内容は「無政府主義、共產主義其ノ他ニ關シ朝憲ヲ紊亂スル事項ヲ宣傳シ又ハ宣傳セントシタルモノハ七年以下の懲役又ハ禁錮ニ處ス（第一條）」と言ふのであつて、無政府

主義共產主義取締の爲にするものであつたことは言ふ迄もない。

所が大正十二年九月例の大震災で東都が大混亂し、流言蜚語が熾んに飛んで、主義者の不穩行動さへ傳へられた。其處で政府は同年九月七日、所謂「治安維持令」なる緊急勅令を發布して、夫等の社會的不穩行動を取締つた。斯様情勢の間に秘密結社日本共產黨の組織が暴露し、東京を始め、群馬、愛知、長野、北海道等で檢舉が行はれ、益々其の危険性が表面に現はれて來たので政府は此等の行動を取締るべき新立法制定の必要急なるを知つて、大正十四年二月時の議會に、「治安維持法案」を提出した。此の法案は、前掲の「過激社會運動取締法案」の内容を稍具體化したもので、其の目的は殆んど同じであつたが原案第一條中の「國體若クハ政體ヲ變革シ」云々から「若クハ政體」の四字を削除したのみで兩院を通過し、同年四月二十二日法律として公布され五月十二日より實施を見るに至つたのである。

此の法律が、既に屢々述べた通り、共產黨運動の取締を其の最も主たる目的に制定せられたものであることは固より言ふ迄もない。

治安維持法改正の趣旨 かゝる經過と目的を以つて治安維持法は制定されたが越へて大正十五

年には、彼の「京大事件」で三十八名の治安維持法違反者を出し、昭和三年三月には所謂第二次日本共産黨の大檢舉（三・一五事件で）數百名の起訴者を見るに至つたので、政府は、同年五月の第五十五臨時議會に治安維持法の改正法律案を提出したが、審議未了に終つたので、緊急の必要ありとして同年六月二十九日緊急勅令を以て其の改正を斷行した。

此の勅令は次回の第五十六議會で承諾を與へられ、今日法律と同様の效力を以つて行はれてゐるのであるが、極左の一味は「社會主義者死刑法」と稱し、之を排撃し、批判し、撤廢を叫んでゐること既に讀者の知る所であらう。而して、何故に、如何なる理由を以つて此の法律が改正せられたか、しかも、緊急勅令の如き異例的立法に依つて改正が行はれたかに關し、時の原司法大臣が、當時、改正法律發布と同時に聲明した次の言葉に依つて見ると其の趣旨目的が奈邊にあるかがよく窺はれる。

「日本共産黨は露國々際共産黨の一支部として其の指揮を受け世界的革命を目的として、其の目的の爲めに我が日本帝國に於ても全國的の革命を馴致して萬代不易の國體を變革し勞農獨裁政體の實現を期しつゝあるものにして斯る事犯は我が建國以來の歴史に顧み天地容るべからざる賣國的

大罪であることは苟くも我が帝國臣民たるもの、洽く了得する所である。凡一國の刑事法は其の國情に基き事態の輕重を考量し之に適應する刑罰を定め以つて國民に一般的警戒を與へて犯罪の發生を防止するとともに若し尙ほ事犯を生じるときは之に適當の懲罰を加へて治安を維持するを目的として制定せらるべきものである。故に刑事法に定むる刑罰は必ず國情に基き事態の輕重を量り之に適應することを要するものであつて、若し之に適應しないものがあれば其れは刑事法制定の目的に叶はぬものと謂はねばならぬ。刑法其他現行の刑事法規が犯罪の種類に依り刑罰の輕重を定めて居るのは畢竟之が爲めに外ならぬ。然るに日本共産黨事件の如きは我が國情に照らし事態の重大なること前述の如くであつて、大逆罪との間に何等輕重の差を立つることの出來ぬのは勿論、現行刑事法規に於て極刑を科する他の事犯に比べて更に事態の重きものなることは極めて明瞭である。然るにも拘らず治安維持法が之に對し僅かに十年以下の懲役若しくは禁錮を科するに止めたのは、事態の重大なるに照し科刑甚だ輕きに失し刑事法制定の目的に副はぬものたるを免れぬ。斯の如き科刑を以つてしては到底斯る重大なる事態に對し一般的警戒の效を奏し犯罪の發生を豫防し若しくは懲罰の目的を達し得べきものでないことは疑ひを容れぬ。故に政府は

我が國刻下の情勢に鑑み速かに治安維持法を改正するの要ありとし、其の改正案を第五十五帝國議會に提出したが不幸にして審議未了となつた。

然るに我が國に於ける共產黨の一味は過般の檢舉に依り其の跡を絶つに至らないのみならず事件の中心人物未だ縛に就かぬものすらある。此等は依然露國國際共產黨の指揮を奉じ我が國體變革なる賣國的大罪の遂行を繼續することは容易に推知し得べきところであつたが、議會閉會後各地に於て發見せられたる證據に依れば彼等は議會閉會中より今日に至る迄全國革命なる不逞の企圖を遂行する爲め、各種の恐るべき行動を續け居ることは確實である、爲めに第三師團の出發に際して直接に帝國の軍隊を攪亂せんとする不敵の行動を取へてする者を出すに至つたのである。今に於て彼等に對し嚴重なる警戒を加ふるにあらざれば彼等は益々國體變革を目標として其の大膽不敵の賣國的運動を繼續し、我が國の治安を根本的に破壊せんことを勉むるの虞あることは明かである。依つて政府は之に對應する爲め緊急處置を採るの必要を認め茲に治安維持法改正の緊急勅令の御裁可を奏請するに至つたのである」

治安維持法の内容

治安維持法の目的 治安維持法が、如何なる事項を取締る爲に制定せられたかは、前項に於て述べた所で明かである如く、其の最も主なる目的は、共產黨運動の處罰取締にあつたのである。勿論制定された法文が一般の解釋論に依つて、共產主義運動以外の運動例へば無政府主義運動の如き國體の變革、私有財産制度の否認を内容とした諸運動に適用すること固より言ふ迄もないが、法制定の趣旨と今日の客觀的情勢に於ては、専ら共產主義運動の取締を目的となすものであることは明かである。法が保護せんとする客體の點から言へば、我が國體の擁護と私有財産制度の維持である。

以下治安維持法が國體の擁護、有財産制度保護の爲に如何なる事項を處罰し取締らんとするのを見てもやう。

結社罪 國體を變革することを目的として結社を組織した者、又は結社の役員其他指導者たる任務に従事したるものは死刑、又は無期若は五年以上の懲役若しくは禁錮に處せられ、情を知つ

て其の結社に加入した者は二年以上の有期懲役若は禁錮に處せられる。(治安維持法第一條第一項前段)

又、私有財産制度を否認することを目的として結社を組織した者、又は其の結社に加入した者は十年以下の懲役又は禁錮に處せられる。(同第一條第二項前段)

共產黨の目的が、國體の變革、私有財産制度の否認にあることは既に述べた。最近共產黨中央部の公判で、被告三田村四郎が、日本共產黨は國體の變革や、私有財産制度の否認を目的としてゐない、共產黨が目的を達することに依つて、若し國體が變革されるならば、それは目的でなく結果であり、又共產黨は私有財産制度を否認はしないが、共產主義の社會が現はれると、私有財産制は自然に消滅するのだと言つた、意味のことを述べてゐる如く新聞が傳へてゐるが、斯様な論は彼等一流の遁辭であつて、共產黨運動の目標が國體の變革並に私有財産制度の否認にあること固より言ふ迄もない。

従つて、共產主義を目的とする結社は、總て本條に依つて罰せられる。

而して、結社の法律上の意義は「多數人が共同の目的の爲に結合する繼續的團體」と解してゐる。

るから、共產主義を目的として、多數の者即ち二人以上の者が團體を組織すれば、其の名稱の如何を問はず、又それが所謂秘密結社であると公然に組織されたものであるとを問はず、當然本條に依つて罰せられる。其の最も代表的なものは、共產黨、共產青年同盟であるが、「全協」の如き所謂赤色労働組合、又は、斯の「京大事件」として世間を騒がせた學生社會科學研究會の如きも其の組織が結社たる性質を持ち、共產主義實行の爲にするものである以上本條の適用を受ける筈である。

又、共產黨の如く革命的手段に依らないもの、即ち社會民主主義に屬するものであつても、其の究極の目的が、社會主義の實現にある場合は、私有財産制を否認するものと解せられ、従つて治安維持法第一條第二項の適用を受ける筈であるが、之を適用し處罰するや否やは政策上の見地から考へられる問題である。

結社の目的遂行の爲にする行爲 治安維持法第一條第一項後段及第二項後段は、國體の變革が私有財産制否認を目的とした結社の目的遂行を援助する行爲を爲したる者は、二年以上の有期懲役、禁錮又は十年以下の懲役、禁錮に處せらるべく規定してゐる。此の規定は、昭和三年六月緊

急勅令で改正された際追加されたもので、結社の組織者即ち黨員、同盟員以外の者で共産黨の支持援助を爲す者を罰せんとする趣旨から規定されたもので、其の内容は、物質的、經濟的援助は勿論、文書や言論に依つて、共産黨の宣傳煽動支持、援助を爲す行爲が包含される。つまり、共産黨の擴大強化の爲にする所謂外廓運動を取締らんとした趣旨から出たもので、實際的方面から説明すれば、無産者新聞や無産青年新聞の發行配布「全協」「反帝同盟」「モープル」の運動其他此の種の極左的な非合法運動を爲すものは、それが日本共産黨と直接の連絡あると否とに不拘此の規定に依つて處罰されることになる。

實行協議罪 國體の變革又は私有財産制度の否認を目的とし、其の目的たる事項の實行に關し協議を爲したるもの、例へば、共産主義を實行する爲に、結社を組織すべきか否か、如何なる手段方法に依るかなどに關して協議を爲したる者は、七年以下の懲役又は禁錮に處せらる。(治安維持法第二條)

しかし、此の規定は概ね前條の「目的遂行」の罪に包含されたり、「未遂罪」に該當する場合が多いので、本條が獨立して適用される場合は殆んど稀であらう。

實行煽動罪 國體の變革、私有財産制度の否認を目的として、其の目的たる事項の實行を煽動したる者——例へば、産産主義の實行を煽動した者は七年以下の懲役又は禁錮に處せられる。煽動は、刑法に所謂教唆に比較して程度の輕きものを意味し、煽動に依つて、煽動された者が實行したると否とを問はない。此の規定も、改正法に依つて追加された「目的遂行」の罪に概ね包含されるので、本條が獨立して適用されることは殆んど稀であらう。

特殊犯罪の煽動罪 國體の變革、私有財産制度否認の目的を以つて騒擾、暴行其他生命、身體若は財産に害を加ふべき犯罪を煽動したる者は十年以下の懲役又は禁錮に處せられる(同第四條) 本條の特長は、煽動される者は、必ずしも共産主義者たることを要しないことである。

物質的援助罪 國體の變革、私有財産制度の否認を目的とした結社罪、又は其の實行協議の罪實行煽動罪、特殊犯罪の煽動罪等の罪を犯さしむることを目的として、即ち之を判り易く言へば共産黨運動を援助する目的を以て、金品其他の財産上の利益を供與し、又は其の申込み若くは約束を爲したる者及其の情を知つて供與を受け又は其の要求若くは約束を爲したる者は五年以下の懲役又は禁錮に處せらる(同第五條)。

此の規定は、主として此等の不逞過激な運動に物質的援助を爲す者を取締らんとするものであるが、改正法に依つて追加された「目的遂行」の罪に概ね包含されるので、本條も亦獨立して其適用を見ることは稀であらうと思はれる。

特例 治安維持法第六條は、本法に規定した罪を犯した者が自首したときは、其の刑を減刑又は免除する旨を規定してゐる。其の趣旨は、かうした反國家運動を事前に窺知する事は甚だ困難であると共に、これを知り得たときの利益を効果も亦大であるが故に、自首を奨勵して改悛の機會を與へる一面發覺を容易ならしめんとする刑事政策上の見地から出でた規定である。

治安維持法以外の取締法規

治安維持法の制定に依つて、共產主義運動の取締は、殆んど同法に依つて、行はるゝに至つたのであるが、尙ほ從來の治安維持法以外の法律に依つて取締を受くる場合も多くある。即ち、共產黨の目的實行の爲にする革命暴動は刑法の所謂、朝憲紊亂罪、内亂の罪、騒擾罪と競合して併合處罰せらるゝ場合があり、又、其の宣傳の爲にする文書運動は出版法、新聞紙法等に依つて發

賣頒布を禁止さるゝ場合が非常に多く、言論に依る宣傳煽動、多衆運動等は、治安維持法の規定に依つて或は其の辯論の中止を命ぜられ、集會、多衆運動の解散、禁止をさる場合があるのである。或は又、共產主義者の行動が社會的に悪影響ありと認めらるゝときは、豫防警察の立場から行政執行法の規定に依つて、其の自由を檢束して之を防止する場合もあるであらう。

共産黨運動は何處へ行く

共産黨運動は何所へ行く

共産黨運動は何所へ行く——これは現代社會に投げかけられた大きなクエツションマークであると共に、今日の極めて重大な社會的關心事である。朝野を問はず等しく冷靜に其の動向を凝視すべき問題である。吾々は、兎も角此の問題に關する何等かの暗示を得ておく必要がある。以下簡單ながら此の大きな疑問に對する答へを書いてみよう。

暴力革命の否定

吾々は先づ、共産黨の主張する暴力革命を徹底的に否定する。

此の點に關しては既に辯證法の説明に於て觸れておいたが、吾々は理論的に之を否定し駁論するばかりではなく、實際問題として特に此の點を強調する。

マルクス主義を實踐に移したレーニンが、特に此の暴力革命を強調した理由には、成程頷かれ
る點はある。何故なら、帝政時代の露國は、殆んど政治的民主主義を許されなかつた絶對的專制
主義國家であつて、其の反國家運動即ち社會運動は、殘忍なる暴壓に依つて彩られた暗鬱な歴史
の連鎖であつた。かくの如き專制主義國家の下に於ては、無産階級運動の行くべき道は、成程
密結社と暗殺と暴動より外になかつたであらう。そして、歐洲大戰に依つて、專制的支配勢力の
基礎が動搖し始めたとき、その隙間に乘じ、鬱積した大衆の反抗意識が爆發し、共產黨の暴力革
命を成就せしめたことは、或る一個の必然的事實と見ることが出来るであらう。此の點に關し、
英國労働黨のシドニー、ウエツプも「政治的民主主義の絶對に許されなかつた帝政ロシアの慘酷
な獨裁政治の下に於て、共產黨の首領達が、無産階級の獨裁政權を樹立したことは殊に必然であ
る」と言つてゐる。

然し乍ら、これあるが爲に、全國的に各國に於て暴力革命を肯定することは、假令一應共產主
義的な思想的見解に従つて見るとしても、賛成し難いことは固より言ふ迄もない。況んや、共產
主義理論そのものを否定する吾々の立場に於ては、絶對に考へ得られない暴論である。

吾々は、暴力革命が如何に多くの犠牲と罪禍を伴ふかをよく認識してゐる、假令それが避け難
い必然的現象である場合であるとしても、吾々は最後迄他の途を打開することに努力する、まし
て、誤られた偏見に依つて、暴力革命の必然性を説く彼等の主張には吾々は徹底的に反對する。
此の點に關し、社會主義的な見解を有つてゐる英國労働黨のスノーデンですら次の如く述べてゐ
る。

「窮乏と壓制に悩む民衆が、一舉に壓制者を倒して、自由を獲んとする暴力革命に魅力を感じ
るのを我々は了解することが出来る。しかし、歴史の事實に照し見ても、一個の大激變的行動に
依つて、現在の不幸を全く絶滅しやうと望むことの正當であり可能であることを説明する何物も
ない。無自覺な大衆を利用する決斷力のある一群の革命家によつて指導されるとき、革命は一時
的に成功するかも知れない。しかし斯くの如き一時的成功は、少數者の獨裁政治をもたらずであ
らう。永久的な新社會の秩序は、啓發された民主主義の同意と協力の基礎以外の上に確立され得
るものではない。永久に成功し得るところの唯一の獨裁は、共同意志の獨裁である、如何なる新
社會の秩序と雖も、大衆の意識的意志に依つて獲得せられたるものに非ざれば、それは待つに

値ひせざるものであり、又當面に於て進歩ともなり得ないものである」と。
社會主義運動の教祖マルクスも亦、其の晩年に於て、其の各國の情勢に應じて、必ずしも暴力革命を必要としないと認めてゐたと思はれる根據がある。即ち彼は一八七二年ヘーグ大會の席で試みた演説に、

「労働者が労働の新組織を作らうとするには、何時か政權を獲得しなければならぬ。労働者が古き基督教徒が現世を輕蔑し無視した様に、現世を斷念せぬならば、古き制度を支持する古き政策を破棄しなければならぬ。併し吾々は目的を達する道が何處も同じだとは主張しない。我々は各國の制度、風俗、習慣は之を考慮すべきことを知つてゐる。而して英國、米國の如き國家、若し、もつと制度がよく判つたならば、オランダも之に加はつていゝだらうが、之等の國家に於ては、労働者は平和的手段に依つて目的を達するであらう。」
と言つてゐる。勿論此の見解は、共產主義の運動を肯定しての問題であるが、吾々は、共產主義其のものを否定する立場に於て、そして又、我國の特種的情勢に於て、暴力革命の理論、そして手段を徹底的に排撃することは、最後に結論として之を述べやう。

議會主義の肯定——プロレタリア獨裁の否定

前にも述べた如く共産黨は議會主義を否定する。即ち、彼等は政治的民主主義に依る運動方法を認めない。議員を選出して議會に送つても、それは議會を唯宣傳の場所に利用するだけのことである。その期する所は、日常鬭争に於て絶えず大衆の反抗意識を激成せしめ、大衆的叛亂に導くことにある。彼等が議會主義を否定するのは帝政露國に政治的民主主義が存在しなかつたばかりでなく、一般に政治的民主主義を以て形式的な虚偽な法則としたからである。

そして彼等は、プロレタリアの獨裁政治を主張する。政治的民主主義の否定と、プロレタリア獨裁の理論に基く運動は必然に非法主義の運動方針を採る。其の結果は秘密結社主義となり、少數の獨裁に依つて指導するものであり、大衆自身の自主的意志の積極的表現は全く許されない。形式的には大衆運動の形態をしてゐても、非法主義の運動は之を大衆に公開し討議する譯に行かないから、實質的には、極く少數の分子に依つて秘密裡に決定された方針を、天降り式に大衆運動の上に押しつけることになる。即ち其の實質は、社會運動に於ける官僚主義であり、専制主

義の復活である。

斯くの如き少数者の官僚主義、專制主義が、一般大衆の利益を齎さないことは、吾々が日常實證的に之を認識してゐる。その故に、國民は立憲政治を要請し、普選が實施されたのである。そして國民大衆の意志が徐々に政治の上に表現されつゝある事實を吾々は見てゐる。若しも國民大衆の意志が完全に議會に反映されず、それ故に議會主義に疑念を抱くとするならば、それは制度そのものゝ罪でなく、大衆の意志を完全に反映せしめ得ない大衆——即ち選舉人側の心理状態と理性の欠乏である。

機關を取扱ふ人々が、未だ有效にそれを爲すべく智識を啓蒙されてゐないといふ理由の爲に、大なる效用を發揮し得る議會制度を破壊することは、何れから見ても吾々は賛成し難い。其の機關と能力を正確に理解すべく選舉人を——國民大衆を教育することが何よりも必要である。假令議會が資本主義の爲に役立つ資本主義的制度であるとしても——それが、資本家に非常に役立つ機關であつても、民主主義に依つて支配されるものである限り、健全なる理性の發達に依つて、同様に選舉人に——國民大衆に役立つ機關となり得る筈である。健全なる國民生活の發達——社

會の和平幸福は大衆の意志を完全に反映せしめた民主的政治形態であらねばならぬ。この故に吾々は、飽迄も議會主義を肯定すると共に、プロレタリア獨裁を徹底的に排撃する。

共産黨運動は何處へ行く

斯くして吾々は最後の問題に達する。そして吾々は結論を述べる前に、繰り返して我國の特殊性を問題にしておき度い。

我國の國體が、帝政時代の露西亞や、歐米各國のそれと根本的に異つてゐることは既に屢々言及しておいた通りである。暴力革命に依る國體の變革や、議會主義の否定。そしてプロレタリアに依る獨裁政治が理論的にも實際的にも、我が國民的信念と全く相反することは餘りにも明白な事實である。

既に問題にした如く、日本共産黨の内部に於ても、我國體と國民的感情の特殊を考慮した意見が擡頭しつゝあることを吾々は知つてゐる。

其の理論に於て破れ、實際運動に於て現實性なき共産黨運動が果して何れに行くか。

彼等の革命運動は、國民的信念と、社會的感情が之を支持しない。のみならず、理論的にも、實際的にも其の現實性を失つてゐる。然らば解黨派の連中が主張した如く合法的な存在が生れるであらうか。それが共產主義を奉ずる限りに於て、之も又現在の法制と社會情勢が許さないであらう。

斯くて吾々は、共產黨運動の存在が、今日の如き理論と行動を捨てない限り現在では勿論、將來も尙全く否定され、所詮は實現の可能性なきことを結論し得るのであるが、その殘骸が果して何處へ行くかを、今茲で問題にすることは、彼等の謂ふ如く非科學的であり、想像に過ぎない架空の論と非難されるであらうから、此の邊で筆を擱き、最後に萬代不易の我國體を再び想起して結論する。

—()—

昭和七年十一月六日印刷
昭和七年十一月八日發行

共產黨跳躍の全貌
定價金九拾錢

著作者 鈴木 猛

發行者 齋藤 廣吉
東京市京橋區西八丁堀一ノ四

印刷者 齋藤 廣吉
東京市京橋區西八丁堀一ノ四

東京・巧陽社・印刷行

發行所 東京・京橋・西八丁堀一ノ四ノ四
電話 七二二七七八番
振替 東京七二九九七二番
奎文社

25948
—
7 1/2

634
39

26. 7. 2 -

